

張出納察へ可届出尤假納ノ儀ハ右支店預リ手形ヲ以テ東京出納察

へ可申出 八年一乙六號

○ 假皇居ト定メラル 赤坂 六年 離宮 五ノ五百四十四號

○ 假皇居御近火非常ノ節號砲ヲ施行セラル 六年五ノ五百六十五號

○ 假皇居御近火并非常ノ節各區ニテ半鐘打方ヲ定ム 六年 六ノ八百九十

三號

○ 狩衣直垂ヲ祭服ニ用ルヲ許ス 六年 二ノ七四十一號

(改租達) 河海池沼ノ類ヲ埋堆シ宅地トナスノ類相當ノ免稅年季ヲ可付 九年

一ノ乙三號

(廢) ○ 香川縣ヲ更ニ置ル 四年十一月十五日

○ 香川縣下片山管藏捕亡 四年十二月二十三日

○ 香川縣ヲ廢シ名東縣へ合併 六年二ノ五十九號

(廢) (告) 香川縣再置 名東縣 八年 九ノ五百三十六號

(丙達) 香川縣下商船住徳丸所在不知 八年十一ノ五十二號

(丙達) 香川縣下商船光運丸所在不知 八年十一ノ六十七號

(告) 香川縣ヲ廢シ愛媛縣へ合併 九年八ノ百十二號

○ 下大夫以下ノ官位止ラル 二年一月五日 (憲法類編) 三十五丁

(告) 家令等級ヲ改定ス 皇族 六年 八ノ二百七十八號

(沙) 家族召寄可爲勝手 公卿諸侯徵士 一年九 (憲法類編) 十七丁

○ 家族引移大藏省へ可届出 十一等以下諸官員 一年 (憲法類編) 十七

丁

○ 家族引寄可爲勝手二官六省其外諸官員東京へ二二年八月〔憲法類編〕十七丁

○ 家族引連官員在ノ節旅費下サレ方二二年三月〔憲法類編〕六册

○ 家族引纏旅費四年九月廿四日ヨリ不被下二四年九月〔憲法類編〕六册

四十
三丁

○ 家族引寄セ可爲勝手華族以下東京へ二二年八月〔憲法類編〕廿五册

〔海達〕 家族扶助艦内教授三上ノ儀ニ付寄留ノ者可届出二八年二〔廿七〕三十號

○ 喝道警衛被止二一年壬四月〔憲法類編〕廿二册

○ 葛飾縣ヲ置ル二二年一月〔憲法類編〕十册

〔沙〕 神奈川府ヲ縣ト改メラル二一年九月〔憲法類編〕十册

○ 神奈川縣ヲ更ニ置ル二四年十一〔月十四日

〔改〕 ○ 金澤縣ヲ更ニ置ル二四年十一〔月二十日

○ 金澤縣ヲ石川縣ト改稱二五年二〔三十一號

〔内達〕 鏡物カマゴロ并 木石治水修路ニ属スニ限リ伺テ不經入札拂下代價土木寮へ

上納可致二八年二〔乙廿四號

〔達〕 樺太日當ヲ改定ス族費定則中二六年十〔二百四十三號

〔達〕 樺太行日當ノ條ヲ廢シ一般定則ノ日當ヲ賜フ二七年七〔百一號

〔告〕 樺太千島交換條約二八年十〔百六十四號

〔告〕 樺太千島交換條約附錄二九年二〔廿九〕二十四號

〔告〕 樺太島ト交換「クリル」諸島開拓使ニテ管轄セシム二八年十一〔百八

十號

(告) 樺太島ニ於テ漁業營業不苦 (九年三) 二十五號

(告) 樺太島貿易ノ備船舶出入港手數料及輸出入物品稅内地運送同様免

除ス (九年十) 一百四十九號

(海) 艦長之大尉一等月俸廢止 (六年四) 甲八十三號

(海) 艦長付二等尉宰之備同割烹ト改稱 (六年四) 甲八十五號

(海達) 艦長 品海碓 木曜日提督府へ出府會議 (七年五) 甲五十五號

○ 漢學所ニ於テ寄宿寮ヲ建ラル、ニ付宮公卿以下三十歲入寮可致 (五年)

〔憲法類編〕十三冊 二丁

○ 漢學所ニ梶井宮ヲ用ラル、ニ付宮堂上以上三十歲未滿ノ輩入學可

致 (一年九月) 〔憲法類編〕十三冊 十六日

○ 勘合印鑑 元刑部省 司法省へ可返納 (四年八) 月五日

(海達) 函容丸ト稱ス 横須賀ニ於テ新造ノ漁船ヲ (六年) 甲二百號

(海達) 函容丸提督府管轄 (七年十二) 號外 月二十日

(海達) 函容丸開拓使へ讓渡 (八年三) 記三套四十五號

(海) 艦隊指揮官附書記交番ヲ以テ乘艦可申付 (五年) 乙百九號

(海) 艦隊附書記官更替月限 (五年十一) 乙二百九十八號

(海達) 艦隊指揮不在中常備艦ヨリ申出方 (七年十) 七十二號

(海達) 艦隊事業定則ヲ定ム (八年五) 記三套八十號

(海達) 艦隊指揮不在云々七十二號布達改正 (八年九) 記三套百十五號

(大達) 旱損ノ地方毛替作反別及定免難保村々檢見ノ目途相立可申出(六)年
八ノ百廿五號
廿七

(海達) 艦内教授役以下暇願之儀在營又ハ品海碇泊之外不聞届(六)年
百七十九號

(海達) 艦内教授役警吏并軍曹伍長日給路費被下方(六)年九
ノ十三 甲百八十四號

(海達) 艦内教授役以上免職病死之節賜金下サレ方(六)年九
ノ廿三 甲百八十六號

(海達) 艦内教授役以下旅費改定(六)年
十ノ九 甲百九十五號

(海達) 艦内教授役介等服制并下士腕章従前通(武)官官等表御(六)年
改正ニ付テハ(十)ノ十 甲百
九十七號

(海達) 艦内教授役以下靴墨渡方改定(六)年十
ノ廿三 甲百九十八號

(海達) 艦内教授役以下沓刷毛渡方(六)年十
ノ廿七 甲二百三號

(海達) 艦内割烹助ト可稱(割)烹(六)年十一
ノ十九 甲二百十九號

(海) 艦内定用木炭渡方(五)年二月
廿三日

(海達) 艦内教授役三上長以下帽服袴渡期限(七)年
二ノ二 甲十七號

(海達) 艦内教授役以下移籍改名届方(七)年
八月 記三套四十四號

(海達) 艦内教授役以下死去所持品府縣送り(七)年十
一ノ十 記三套八十一號

(海達) 艦内教授役以下乘組之日風波滞在支給(七)年十一
ノ廿四 記三套八十六號

(海達) 艦内教授役以下黜陟免乘届方(八)年一
ノ廿二 記三套七號

(海達) 艦内厨宰割烹選舉之節乘艦大小ニ因リ給與(八)年一
ノ廿二 記三套八號

(海達) 艦内教授役以下祿制但書改正(八)年一
ノ廿五 記三套九號

海達 艦内教授役以下非役俸改定 〓八年十記三套百三十七號

〇 監獄則并 圖式頒布 〓五年十一 三百七十八號

〇 監獄則圖式中符字ヲ正ス 〓六年 三ノ七 九十四號

〇 監獄則并 圖式頒布ノ處當分従前ノ通可取計 〓六年 四ノ八百二十九號

〇 監獄則頒布ヨリ本年百二十九號達迄ノ間禁囚所遇右規則ニ照準ノ

分官費ニ立ツ 〓六年五 百四十五號

〔司〕 監獄則禁囚所遇ノ儀百二十九號御達ノ處便利ノ地ニ於テハ監獄則

ニ依リ施行可然 〓六年四 十九六十一號

〔司〕 監獄則禁囚所遇ノ儀六十一號達ノ處右ハ別段官費ニ不係様可致

〓六年四 六十三號

〔司達〕 監獄則中懲役人戒欽改製 〓九年二 二十六號

〔丙達〕 糧倉ノ儀當省總理ニ付糧倉禁囚等受取手續及届出方 〓九年二 丙三

號

〇 監察掛探索ノ次第司法省ヘ届出ニ不及 〓四年八月 十二日

〇 鑑札渡方 清濁酒醬 収稅方法規則 〓四年 七月

〔大〕 鑑札 免 渡方 酒將營業 〓六年四ノ 六十七號

〔天達〕 鑑札諸印紙等渡日限ヲ定ム 〓七年十ノ 乙十五號

〔丙達〕 鑑札渡方條例 鈔 〓八年三 乙三十六號

〔丙達〕 鑑札渡方條例中第五條改正 鈔 〓八年五 乙六十三號

〔丙達〕 鑑札渡方條例中第八條改正 鈔 〓八年十 乙百三十九號

(司達) 鑑札渡方條例中第十條削除 鈹獵ノ八年三番外 免許ノ九

(大) 鑑札渡方規則生系頒布ノ六年三十四號 賣買ノ廿三

(內達) 鑑札生系渡方規則中第十條追加 六年大藏省第四十號布達ノ九年九乙百七號 賣買

(大) 鑑札清酒絞 改正離形ノ六年五十七號 油等ノ八

(大達) 鑑札商船生 改名代替等ニテ書替下渡ノ節ハ八年第百六十六號公布 糸牛馬

ニ準據可取計ノ九年七乙五十九號

(廢) (告) 鑑札酒造、絞油、商船、生 規則中追加ノ七年六六十七號 糸、牛馬、賣買

(告) 鑑札商船、生系 規則中追加 酒造、絞油、商船、生絲、牛馬、賣買 鑑札規則追加ヲ廢シ 一ノ十

百六十六號

(大達) 鑑札見本 烟草稅則ノ八年十乙百五十九號 中卸小賣ノ二ノ五

○ 鑑札離形 寄留旅行ノ者ノ四年六月十日

(大達) 鑑札離形 烟草營業ノ八年十乙百四十一號

(大達) 鑑札離形 烟草出賣ノ九年四乙三十九號

(大) 鑑札引換渡方 清酒其他ノ六年三ノ四十二號 絞油等ノ二十四

(大達) 鑑札清酒其 引換濟舊鑑札ハ不取締無之様燒捨ヘシ 六年十百六十二號 外改正

二號

(內達) 鑑札 文部省免 東京府ハ十二月限リ府縣ハ九年五月限リ返納可取計 許賣藥

ノ八年八乙百四號

(大達) 鑑札ノ類二月一日ヨリ租稅寮ヨリ直ニ輸送ス 府縣出張所ノ八年一 被廢ニ付ノ三十

一 乙十五號

(大達) 鑑札^綾油豫備ノ分共各廳於テ可燒捨^{綾油稅被}廢ニ付^{八年四}乙四十九號

(大達) 鑑札類ニ屬スル六年分諸稅年表頒布^{八年六}乙八十六號

(大達) 鑑札^{酒造}營業來ル十月中収稅ノ節悉皆引換渡スヘシ^{八年六}乙九十二號

二號

達 鑑札^{正院管掌}御門 宮内省へ引渡ニ付自今納受共同省へ可申出^{九年十}

九十八號

(大布) 鑑札^{銘酒釀造}酒類受賣 三菱會社船中ニテ紛失^{九年九}甲二十號

(大布) 鑑札^{税金ヲ納}メ諸種ノチ申受廢業ノ者ハ申受ノ日ヨリ十五日以内ニ可届出

九年二 甲二號

(大達) 鑑札^{烟草}出賣裏面姓名ノ上へ卸賣又ハ小賣ノ文字書加へ相渡シ可申本

乙三十^{九年七}乙六十二號

○ 贖札^{改所各藩}ニテモ可設^{四年三月}二十五日

○ 贖造^{二分判斷裁}ノ上賣買勝手^{五年一}二十七號

(告) 贖造金銀銅貨紙幣等取扱規則定メラル^{九年四}五十七號

(大布) 贖造金銀取扱規則中新紙幣取扱方^{九年五}甲十二號

(大達) 贖造金銀取扱規則第二條鑑定ヲ誤リ斷裁シタル時取計方^{九年五}ノ八

乙四十號

(大達) 贖造金銀取扱規則第一條但書官員立會斷裁方^{九年五}乙四十九

號

(大達) 贖造金銀等取扱規則第二條鑑定ヲ誤リ斷裁シタル正貨幣交換方

九年七ノ乙六十八號
二十六

(大布) 贖造ノ新紙幣山形縣下ニテ製造ノ者捕縛スト雖取引ノ際可注意

〇九年十二甲二十九號

〇贖金製造ノ者取糺 〇一年八月(憲法類編)一冊三

〇贖金鑄造 〇并取扱ノ者嚴科ニ可處 〇二年五月(憲法類編)三十二丁

〇贖金製造ノ者 〇斗南嚴重取締可致 〇三年十一月(憲法類編)一冊

〇贖金處分方御下問 〇二年七月(憲法類編)六十丁

〇贖金所持ノ者員數取調 〇二年七月(憲法類編)九冊

〇贖金外國人員數取調 〇二年七月(憲法類編)六十二丁

〇贖金ハ混合地金ニ付造幣開察後吹替 〇四年一月二十五日

〇贖金儲蓄ノ者ハ造幣寮へ差出分析ノ上代價ヲ渡ス 〇六年八百九十二號

二號

(告) 監守自盜條例及犯姦條例ヲ制定ス 〇六年十三百四十九號

(告) 幹事被置 〇元老院中 〇八年十一月百七十六號

(大) 勘定帳與書大藏卿宛 〇四年十月(憲法類編)七冊

〇勘定目錄ノ類大藏省宛添書ハ辨官宛ニテ可差出 〇四年三月十九日

〇勘定帳院 〇院形ノ通改正 〇五年十三百三十八號

(達) 勘定帳書式ヲ定ス 〇金穀出納ノ順序其他 〇六年十二百二十七號

(達) 勘定帳書式ヲ定ス 〇院省金穀出納ノ順序 〇六年十二百二十八號

(達) 勘定帳書式 〇經費渡等ハ中仕切ヲ以テ精算仕上スヘシ 〇七年四十號

(達) 勘定帳不合規及愆期ノ向ハ検査寮官員出張質問調査ス (七年八ノ二十五)

百九號

(達) 勘定帳出仕簿書離形訂正 (七年八百四十四號)

(達) 勘定帳金穀改削塗抹ヲ禁シ及表紙離形 (七年十一百五十五號)

(達) 勘定帳差出方規則五十里外ニアル各支廳經費渡方等 (七年十一百五十六號)

(大達) 勘定帳書式諸經 (七年四ノ四十一號)

(大達) 勘定帳出納整頓期限不違逐次可差出 (七年五ノ四十八號)

(大達) 勘定帳仕上出納組落成ヲサル様可注意 (七年十一ノ二十七號)

(大達) 勘定帳書式小野組閉 (七年十二ノ二十九乙四十九號)

(文達) 勘定帳書式改正小學委託 (七年十六號)

(達) 勘定帳末文例經 (八年三十三號)

(達) 勘定帳支本廳ノ分へ編入規則ヲ定ム七月分ヨリ可施行 (八年三ノ三十四號)

四十四號

(大達) 勘定帳決算濟証書ノ儀検査寮ヨリ郵送ス (八年四乙五十九號)

(改租達) 勘定帳離形并地券渡方諸入費勘定仕上方 (九年十一乙二十三號)

(大達) 勘定帳總括ノ内書式稅外收入 (九年三乙二十九號)

(海) 勘定書中數字ハ必壹貳拾ノ文字ヲ可用 (五年五乙六十二號)

(海) 勘定書類圓錢厘毛ノ稱ヲ用ヒ端數ハ四捨五入ノ法ヲ以毛留ニ定ム

(五年五ノ乙七十二號)

(海達) 看病夫軍醫寮管轄ニ付同寮へ送籍 (七年十一記三套八十四號)

(海達) 看病夫黜陟之儀軍醫寮へ可申立 (八年 記三套十五號)

(海達) 看病夫傳染病感染ノ節官費 (八年三 記三套四十七號)

(海達) 看病夫長軍醫寮管轄 (八年四 記三套五十六號)

(海達) 看病夫長以下乘艦期限二十四ヶ月卜定 (八年十 記三套百四十)

五號

(海) 艦船品海碇泊中食料給與 (五年三 月五日)

(海) 艦船會計會議廢止 (五年三 月七日)

(海) 艦船直雇人足賃不相渡 (五年三 月九日)

(海) 艦船雇入穀供從僕等本號ヲ以テ可申出 (五年 四ノ七 乙八號)

(海) 艦船乘組差免後再任ノ者履歷軍務局へ可届出 (五年五 乙五十五號)

(海) 艦船於テ艦長見込御雇入教師へ饗應差止 (五年 四ノ七 乙九號)

(海) 艦船ニ於テ諸工火夫昇級奉文認方 (五年四 乙二十五號)

(海) 艦船ヨリ諸品申出ハ日本海一周ニ付取調申出儀ニ付速ニ難取計品

ハ軍務局へ可申出 (五年四 乙二十九號)

(海) 艦船粮米代金ニテ可相渡 (五年四 乙三十五號)

(海) 艦船水夫等へ靴刷毛渡方 (五年 乙五十一號)

(海) 艦船乘組醫官武官俸被下方 (五年六 番外 月八日)

(海) 艦船乘組下等士官食器料差止 (五年 六ノ九 乙七十九號)

(海) 艦船乘組中等士官以下拜命紙へ給俸ノ員數可朱書 (五年 六ノ九 乙七十

九號

- (海) 艦船乗組在營人別職名可差出 (五年六乙八十四號)
- (海) 艦船乗組下等士官以下病氣入院全快歸艦給料渡方并入院送書 (五年六ノ二乙八十六號)
- (海) 艦船乗組下等士官以下入院免除共届方 (五年七ノ四乙九十一號)
- (海) 艦船乗組少尉試補以下賄料ヲ定ム (五年七月番外二十八日)
- (海) 艦船本部へ七等醫官爲見廻出張 (五年八ノ五乙九十八號)
- (海) 艦船隊附忌服不及憚 (五年八ノ三十乙百二號)
- (海) 艦船定費之義差出方 (五年九ノ五乙百八號)
- (海) 艦船從前乗組中等士官以下徵募方一般へ布達 (五年九ノ十四乙百十七號)
- (海) 艦船同港碇泊中指揮官不在ノ節隊中隊外共先任官可指揮 (五年十二ノ十二)

乙二百五十一號

- (海) 艦船乗組醫官規則 (五年十ノ廿八乙二百六十五號)
- (海) 艦船乗組ノ節諸工火夫事業服可持參 (五年四月十五日)
- (海) 艦船乗組ノ士官以下死亡出產宿替等必可届出 (五年五ノ十九乙六十三號)
- (海) 艦船來一月諸式 (五年十一ノ二十六乙三百二號)
- (海) 艦船通舟表品海碇泊 (五年十一ノ二十六乙三百三號)
- (海) 艦船并部營等一ヶ月入費調方離形 (六年一ノ二十七甲三十二號)
- (海) 艦船會計取調トシテ官員寶藏寺へ出張 (六年一ノ三十甲三十六號)
- (海) 艦船乗組上等士官海兵隊附上等士官入院之節自費 (六年二ノ十二甲五十二號)

(海) 艦船脚舟漕團不相渡 (六年 甲六十五號)

(海) 艦船乘組生徒并少尉試補服渡期月 (六年四 甲八十六號)

(海) 艦船ニ於テ外國人其他要應入費廢止 (六年四 甲八十七號)

(海) 艦船用木炭從前之通渡方廢止 (六年 五 甲百號)

(海) 艦船用品臨時買上金額 并 受取方 (六年五 甲百五號)

(海) 艦船乘組之者怪我入水死去之節ハ埋葬之上可届出 (六年五 甲百

十五號)

(海) 艦船碇泊先ヨリ出省ノ者届方 (六年五 甲百二十號)

(海) 艦船乘組之者加俸日割渡方 (六年六 甲百二十七號)

(海) 艦船乘組之者加俸渡方ニ付再達 (六年六 甲百三十一號)

(海) 艦船限リ雇入之者入院中本艦出港之節處分 (六年十 甲二百三十二

號)

(海) 艦船乘組見習稽古人檢査之上可申付 (五年正月 廿七日)

(海) 艦船乘組上陸稽古達方 (五年正月 廿七日)

(海) 艦船乘組士官黜陟申渡方 (五年正月 廿七日)

(海) 艦船犯罪ノ者處分方 (五年二月 二十二日)

(海達) 艦船通舟 碇泊 品海 定限ノ儀于申乙第三百三號達通船表ノ内改定 (七年 四)

七 甲三十八號

(海達) 艦船乘組 秘書主計軍醫三 外國出張ノ節ハ少尉補同一ノ加俸ヲ被下

副并水路寮官員

(海達) 艦船水火夫渡シヤツ白木綿ニ改正 (七年四) 甲四十二號

(海達) 艦船北海道御用中食卓料賜方 (七年五) 甲四十七號

(海達) 艦船修葺ノ節主船寮直談規則 (七年五) 甲五十六號

(海達) 艦船航海尉官及士官實地試験乗組節月俸及食卓料支給方 (七年六) 甲五十九號

記三套七號

(海達) 艦船乗組 定員外 日當支給方 (七年六) 記三套七號

(海達) 艦船限雇入之者病氣ノ節差免方 (七年七) 記三套二十七號

(海達) 艦船乗組下士以下入院中本艦出帆自然免除 (七年九) 記三套六十一號

一號

(海達) 艦船限雇入ノ者請人證書相副可届出 (七年十) 記三套六十五號

(海達) 艦船部府小銃損所申出方 (七年十) 記三套六十八號

(海達) 艦船乗組下士以下入院云々六十一號ニ追加 (七年十) 記三套七十四號

號

(海達) 艦船乗組生徒衣服破損渡方 (七年十) 記三套七十八號

(海達) 艦船石炭諸拂離形之通差出方 (七年十一) 記三套八十八號

(海達) 艦船剃夫ノ用具渡方 (七年十二) 記三套九十八號

(海達) 艦船各營一月一日之式ヲ定ム (七年十二) 記三套百七號

(海達) 艦船修復ノ所製造品等一途ニ可申出 (八年二) 記三套二十一號

(海達) 艦船木炭渡月改定 (八年二) 記三套二十二號

(海達) 艦船乗組生徒入院中支給方 (八年三) 記三套二十九號

(海達) 艦船隊付士官忌服改定 (八年三) 記三套四十一號

(海達) 艦船新製及修復之儀ニ付主船寮へ達 (八年五) 記三套六十二號

(海達) 艦船長崎港碇泊諸物品黜陟出張所へ可申出 (八年五) 記三套七十

二號

(海達) 艦船備付之洋食器渡方別表之通確定 (八年五) 記三套八十一號

(海達) 艦船修覆中乗組儘ノ節支給方 (八年六) 記三套九十一號

(海達) 艦船定員乗組ノ儘修覆艦長以下支給方 (八年九) 記三套百十三號

(海達) 艦船沈没破壊ノ節俸給諸費支給方 (八年九) 記三套百二十三號

(海達) 艦船修覆箇所其他一纏上請再達 (八年十一) 記三套百五十九號

(海達) 艦船釣床品位一定 (八年十一) 記三套百六十號

(民) 郷印証文ニテ舊幕麾下へ貸付ノ金銀相對示談ニテ濟方可致 (三年一月)

(憲法類編) 二十六册 四十七丁

○ 郷印証文ヨリ起ル訴訟相對示談不行届節裁判可及 (五年四月二十

三號

(司) 郷印証文ニ舊領主地頭借用ノ明文有之者不及裁判 (五年四月二十二

號

(司) 郷印証文ノ内壬申三十二號布達ノ趣ハ華士族卒ノ私債ニ掛ル儀ニ

テ舊藩ニ混同セサル様可心得 (六年一月四號)

(告) 郷印証文ニテ金子借入舊藩へ轉貸ノ証據アル分公債ノ處分スヘシ

(六年十一月十三) 三百四十一號

(告) 強盜條例ヲ制定ス (六年七月廿四) 二百六十九號

○ 高知縣ヲ更ニ置ル (四年十一月十五日)

(内達) 高知縣下商船福市丸所在不知 (八年七月二十二) 丙四十七號

(大) 耕地畔際へ遺骸埋葬嚴禁 (五年八月十八號六款)

(内布) 耕地切歩賣買不苦 (八年五月十八號)

(民) 郷帳ノ儀案文ノ通取調毎歲翌年七月限可差出 (三年(憲法類編)八月)

丁六

(内布) 行旅病人倒變死人等ノ入費有籍ハ家元無籍ハ官費 (七年九月二十)

四號

(大) 行旅病人並脱籍無產宿村送り取扱方 (六年四月五十二號)

(内達) 行旅病死倒死變死人等埋葬其他入費ハ定額常費ヲ以テ仕拂置可届

出 (九年一月乙七號)

(内達) 行旅病死倒死變死人原籍不知官費可立節右費用受取書雛形 (八年十一月)

十七乙百五十八號

(内達) 行旅病死倒死變死人等埋葬入費仕譯書雛形 (八年乙百五十八號達) 中追加 (九年)

四ノ二乙五十號

○ 航海々路巡回ノ旅費ヲ定ム (五年五月五十四號)

(告) 航海公証規則ヲ定ム (七年八月八十八號)

(海達) 航海船長心得方 (六年九月二十八日) 番外

(大) 郷村事務簿書 (舊府縣ヨリ新府) 件銘可届出 (五年二月十五號)

(教) 郷村社區別方氏子ノ儀ハ是迄ノ通 氏子帳取調并守 六年六二十三
札渡方ハ見合ス 一十四
號

○ 郷村社祠官祠掌給料民費課出 五年二ノ五十八號

○ 郷村社祠官祠掌給料民費課出ヲ廢ス 六年二ノ六十七號

(内達) 郷村社以上ノ社地ハ地租改正後除稅トナルニ付民有地第三種ヘ可

編入 八年八 乙百一號

(廢) ○ 港内商船取締規則ヲ定ム 六年一八號

(大) 港内取締規則第八 重刻不苦 六年二 十二號

(告) 港内取締規則八年一月一日ヨリ廢止 御國內廻漕規則 七年十 百廿
三號

(内達) 港内府内警察上取扱ノ事故有無共毎月可届出 七年五ノ丙二十二
號

○ 香具師ノ名目廢止 五年七 百九十六號

(沙) 高野山三派名目ヲ廢シ寺號復舊 一年九月 憲法類編 十五册
十九日 十六丁

○ 合家ノ義親戚熟談ノ上願出ル節ハ聞届不苦 六年一ノ二十八號五
項

項

(告) 合家ノ儀兩戸主熟談之上願出ル節ハ聞届不苦 六年八 三百一號

(告) 合家ノ儀自今禁止 九年五 七十五號

○ 高家元交代寄合ヲ中太夫トシ觸頭被置 二年五月 憲法類編 二十
丁

十二

(司) 行刑表ヲ以テ可届出 各府縣ニテ處斷セ (五年一) 一號

(司) 行刑表其地諸表改正ニ付自今四度ニ取鑑檢事局へ可差出 (六年五) 月日欠

無號

(司) 行刑表退テ改正迄罰金ノ部相加フ (六年七) 百十四號

(司) 行刑表其地未タ不差出向ハ至急取調可差出 (六年八) 百三十二號

(司) 行刑表等差出方五月中離形布達前ハ先規通り其後ハ離形ニ照シ可

差出 (六年九) 百四十六號

(司) 行刑表聽斷表等は迄達ノ分ハ廢止自今離形通り改正 (六年九) 百五

十六號

(天達) 行刑表本年ヨリ當省へ不及差出 (七年六) 六十三號

(司達) 行刑表聽訟日々表同取扱件數書差出方 (八年) 二號

(司達) 行刑表退テ相達ス迄不及差出 (八年) 月十五號

(司達) 行刑表毎月廢ス (八年九) 二十五號

(告) 抗物ノ内將來開發ノ品ヲ外國人へ引當先賣等ノ約定ヲ禁ス (七年) 十一
百二十四號

(工布) 抗物發見々本條目ニ照準可差出 (七年十) 三十號

(工達) 抗物稅収納方督促 本年一月ヨリ六月マテノ分 (七年十) 三號

(告) 抗物稅當分廢止 日本抗法第八 (八年) 一號

(告) 抗物道 比海採製志願ノ者ハ開拓使へ可願出 (八年四) 五十五號

(工布) 抗物稅本年一月ヨリ當分廢ス七年十二月迄ノ抗物ハ代價百分ノ五

上納スヘシ 八年三十號

(工布) 坑業人へ可下渡假証券書式改正 七年十二三十三號

(工布) 坑業日數并出鑛量等可届出且滿期ノ者ハ無遲延可願出 八年十二

號

(工布) 坑業日數等ノ開報及稅納不致者無遲延可差出 八年三十一號

(工布) 坑業願書名前肩書詳密記載可差出 八年十三號

(告) 坑業稼ノ者身代限處分濟迄ハ稼業不相成 九年四十九號

(工布) 坑業身代限處不相成有試堀等ノ假証券返納致スヘシ 九年四十八號

孝子節婦極老ノ者御賑恤ニ付取調可申出 一年(憲法類編)二十四

孝子義僕褒賞并老年及窮民賑恤 一年十月(憲法類編)二十四冊

(内達) 孝子貞婦等賞與ノ申牒必年齢記載可致 八年乙九號

郷士ニテ家筋有之者士族ニ入籍 五年二十四號

郷社定則 四年七月四日

(沙) 甲府城大破不用ノ場所可取拂 三年十一月(憲法類編)十七冊

甲州道中驛々ノ内合併改稱 五年百四十三號

(内布) 合州國商品船積心得書管下一般へ布達スヘシ 七年甲二十二號

拷訊罪囚推用ヒサル様可致不得止用ルルハ其願末月末ニ可届出

七年八ノ十九號

高札ヲ改メラル 定三札 一年(憲法類編)八丁

高札ヲ定メラル 諸 二年九月(憲法類編)一冊

○高札第五覺札可取除〔四年十月四日〕

〔大〕高札創立修繕共悉皆官費〔五年八十五號〕

○高札面〔從來一般熟知ニ付取除〔六年二月二十四日〕六十八號〕

○絞罪器械ノ製ヲ改ム〔六年二月二十五號〕

〔司〕絞罪器械改正圖式頒布ニ付製造方法當省へ可伺出〔六年二月二十〕

一號

○孝明天皇御忌日ヲ改メラル〔一年八月二十九日〕〔憲法類編〕二十四冊

○孝明天皇三周御忌辰御參拜〔一年十二月二十日〕〔憲法類編〕二十四冊

○孝明天皇三周御忌辰ニ付御機嫌伺〔一年十二月二十日〕〔憲法類編〕二十四冊

○孝明天皇三周御忌辰諸臣參拜〔一年十二月二十日〕〔憲法類編〕二十四冊

○孝明天皇三周御忌辰神祇式ヲ以テ御祭典〔一年十二月二十一日〕〔憲法類編〕

二十四冊

〔正〕孝明天皇御祭典休暇諸省事務取扱不苦〔四年十二月二十三日〕

○孝明天皇御正辰休暇〔四年十二月十八日〕

○孝明天皇御祭典服者參朝可憚〔四年十二月十八日〕

○孝明天皇御祭典ニ付官員參拜〔四年十二月十九日〕

○孝明天皇御例祭ニ付休暇〔六年一月十七號〕

〔正〕孝明天皇例祭ニ付勅任官禮服着用參朝〔六年一月十九日〕

〔正〕孝明天皇例祭ニ付奏任官以下參拜〔六年一月十九日〕

〔正〕孝明天皇例祭ニ付諸御門ニテ鑑札ノ改否〔六年一月十九日〕

(大) 各地ノ風習舊慣ヲ私法トナスノ類禁止 (五年八月十八號)

(沙) 學校ヨリ公議人可差出 (二年二月八日(憲法類編) 四冊)

○ 學校中ヲ東京ニ設ク (三年八月(明治史要) 四十五丁)

(文布) 學校ヲ英東京府下ニ設立ス (七年十二月二十九號)

○ 學校ニ於テ府藩親王華族ノ面々願ノ上修業ヲ被許 (三年五月八日(憲法類編) 二十六丁)

○ 學校府文部省管轄 (四年十一月二十五日)

○ 學校ヲ共立開キ生徒入校ヲ免ス (四年十二月)

(文) 學校ニ於テ各地外國教師雇入之節條約草案等調書ヲ以可伺出 (四年十二月十五日)

十二月十五日

(文) 學校藩教員及經費取調 (四年十一月)

(文) 學校病院公ニ所藏ノ書圖古器物類取調可差出 (四年十一月)

(文) 學校藩教官人員及經費取調再達 (四年十二月十七日)

(大) 學校諸費及官費生徒可届出 (五年二月十六號)

(文) 學校府ヲ廢シ更ニ學制ニ隨ヒ設立 (五年八月十三號)

(大) 學校費 壬申九月受取未濟ノ分取調可差出 (六年六月百五號)

(大) 學校并道路等ノ費用献金又ハ寄附金ノモノハ賞與取計方 (六年七月百十二號)

二百十二號

(文) 學校則ヲ犯シ退學申付ニ付以後公私學校トモ入學不相成 (第一大學區二番中)

學生佐賀縣士族 (六年二月十七號) 島巢宇治二郎 (十九號)

(文) 學校則ヲ犯シ退學申付ニ付以後公私學校へ入學不相成 東京府士族里見義方

〔六年二〕二十號

(文) 學校則ヲ犯シ退學申付ニ付以後公私學校トモ入學不相成 岡山縣土族谷川營

外一〔六年三〕二十六號

(文) 學校中設置不苦 神官僧侶其社寺內ニ於テ〔六年三〕二十七號

(文) 學校設立ノ基礎概略ハ本年五號當省日誌中宮城縣同等ニ做ヒ取調

可申出〔六年三〕二十八號

(文) 學校設立ノ基礎方法ノ義速ニ可伺出遲緩ノ向ハ當一期ノ金額月割

ヲ以テ下渡ス〔六年三〕三十三號

(廢) 學校各名稱目今便宜ニ因リ校名可相設〔六年四〕四十五號

(文) 學校各名稱番號ノミヲ以テ唱來ル分校名可相設〔六年四〕四十八號

號

(文) 學校設立ノ儀 神官僧侶其管應ノ許可ヲ受ケ開業可致〔六年五〕六十號

(文) 學校公私塾及教員ノ數前年ノ分取調制規ノ通督學局へ可差出〔六年

七〕二百六號

(文) 學校教師ヲ教導職ヨリ兼勤不相成〔六年八〕百十五號

(達) 學校生徒 文部省直管 登庸ノ節全省へ協議スヘシ〔七年二〕十六號

(達) 學校中地所無代價ニテ下ケ渡ス〔七年九〕百三十一號

(達) 學校敷地ノ儀ハ小學校ニ限リ分設ノ節ハ四百坪迄可下渡〔八年四〕

四十六號

(文布) 學校名稱區別 (七年八ノ二十二號)

(教達) 學校ト教院ノ區別ヲ立ツヘシ (七年五ノ十五號)

(内達) 學校適宜ノ地後來設置ノ目途アル分ニ限リ官有地ニ据置ノ積取調

可置 (八年五ノ乙六十九號)

(内達) 學校等費用拾圓以下差出ス者人名等取調方 (八年一乙二號)

(文達) 學校等へ外國教師雇入等届出ニ不及 (八年七ノ十號)

(文布) 學齡小ヲ定ム (八年一號)

(文) 學則及布令等學校入用ノタメ上梓不苦 (六年四ノ五十三號)

(文) 學則及布令等賣買ノタメ出板不相成 (六年四ノ五十三號)

(沙) 神樂道改革 (三年十一ノ憲法類編) 三册 二十七日

○ 神樂奉納禁止 (心願ト稱シ) (四年二月ノ憲法類編) 十四册 十四日 六十丁

○ 神樂傳習人民一般へ差許サル (六年五ノ百七十五號)

(内達) 學務課官員當五月ヨリ可増置 (八年六ノ乙七十七號)

(内達) 學務課被置ニ付在來官員ヲ以テ差繰可致 (三府ノ八年五ノ丙二十六號)

(文) 學務課專任吏員ノ姓名可届出 (五年八ノ十八號)

(文) 學務專任吏員ノ姓名可届出旨再達 (五年十ノ三十九號)

(文達) 學務專任吏員ノ給料委托金ノ内ニテ取計不相成 (七年十ノ十三號)

(文) 學務ハ可成丈地方在來ノ吏員ヲ以テ兼勤致サスヘシ (六年八ノ八十一號)

號

(文) 學區中ノ地畫ヲ定メ學區取締ヲ置ク等委細可伺出 (六年一ノ十六號)

(文) 學區并取締人名雛形ノ通取調可届出 (六年四ノ三十五十九號)

(文) 學區并取締人名等取調表式差出方督促 (六年六ノ七 八十五號)

(達) 學區取締身分取扱及俸給等取調文部省へ可届出 (七年五ノ十九 六十六號)

(内達) 學區取締及區長ノ席順區長ヲ先學區取締ヲ後ト可心得 (八年九ノ二十七)

乙百二十四號

(達) 學區取締ノ者ハ全ク身分取扱迄ノ義ニ付官吏へ採用ノ節ハ新任ト

可心得 (八年十二ノ二十一號)

(大達) 額外常費本年七月一日ヨリ申請區分ニ準據請求方可申出 (九年八ノ十)

乙六十九號

○ 各國條約濟年月 (憲法類編) 十六册 六丁

○ 各國條約改定取調 (二年一月) (憲法類編) 十六册 十丁

(達) 各國締君主ノ稱號總テ皇帝ト稱スヘシ (七年七ノ二十五 九十八號)

(史) 各省同濟タリ布告ノ節再史官へ可届 (四年九月十三日)

(文) 學資等上納スル者地方官於テ聞届適宜處分ノ上可届出 (六年四ノ十七五)

十號

(文) 學資金私費留學生へ輸送期限遷延ニ付速ニ取纏可差出 (六年七ノ五)

十七號

(文) 學資金輸送方本年九十七號布達云々ノ儀當省へ申出ニ不及 (六年九ノ)

二百二十三號

(文) 學資献金寄附金ノ者其都度可届出 (六年二ノ十四號)

(文) 學資献金 前田府縣委托金同様可取計 (六年 六十七號)

(文) 學資献金 前田追増之分府縣委托金同様可用 (六年六十八十六號)

(文達) 學資献金等 華族向當省へ可届出 (七年四九號)

(文達) 學資金處分ノ顛末取調可及開申 (八年 十五號)

(文) 學事所属ノ官費ハ當省管知 (五年九二十八號)

(文) 學事ニ用ヒシ金額廢止 各府縣定額中ヨリ (五年十ノ三十八號)

○ 學事ニ付貨幣等上納ノモノ文部省へ可届出 (六年三ノ百十二號)

(文) 學事ニ付布達等學制ニ照シ阻斷セザル様厚ク可注意 (六年 三ノ五 二十

三號

(文達) 學事ニ付届出ノ件年報中ニ編入可差出 (八年八ノ六號)

(文達) 學事年報表式配賦且學事ノ現状取調可差出 (八年十二 八號)

(廢) (文) 學術教師トシテ外國人雇入免狀當省ヨリ交付 (五年 十一月 四十號)

(文) 學術教授トシテ外國人雇入免狀交付ノ布達取消 (五年十一 四十六

號

○ 學問所出御萬機ノ政務被開召 (一年壬四月 (憲法類編) 三册)

○ 學問所出御ニ付輔和議參等毎日御前伺候 (二年四月 (憲法類編) 三册)

丁四

(文) 學制改革ニ付府縣諸學校病院及人員取調 (四年 九月)

○ 學制 (五年 二百十四號)

(文) 學制ヲ相渡ス總テ處分可伺出 (五年 三十四號)

(文) 學制中誤謬訂正 (五年) 八月二十二號

(文) 學制中誤謬訂正 (五年) 九月二十二號

(文) 學制中大上七尾二縣ヲ削リ并第十四章條下改正 (五年) 十一月四十一號

(文) 學制中小學兩教科中へ國體學一科ヲ加フ (五年) 十一月十八日 四十四號

(文) 學制中辨務使ノ字ヲ公使ト改并八十三章改正 (五年) 十一月十八日 四十五號

(文) 學制中第五十二章第九十九章條下訂正 (六年) 一月八日 一號

(文) 學制中第九十九章條下訂正 (六年) 一月十五號

(改) (文) 學制中第十四章へ第五號表式追補 (六年) 九月十二號

(文) 學制中第五章第六章へ註文ヲ追加ス (六年) 九月十三號

(文) 學制御發行ニ付テハ方今教育急要ノ際學區々分等速ニ可伺出 (六年)

二ノ二十五號

(文) 學制中第十章第十一章十四章條下增補 (六年) 二月十八號

(文) 學制中第一百一章條下ニ五分引ハ二十分一割ノ細註ヲ加フ (六年) 三月五號

二十四號

(文) 學制二編刻成ニ付頒布 (六年) 三月三十號

(文) 學制二編第四百十章條下但書四十分一ハ四百分一ノ誤リ (六年) 三月廿二號

三十一號

(文) 學制中第十四章但書第五號表式改正 (六年) 三月三十五號

(文) 學制中所管ヨリ可差出表并取調書等届出期月改正 (六年) 四月四號

(文) 學制二編第二百二十九章條下ニ但書追加 (六年) 四月十六號

(文) 學制第九十八章細註ヲ削リ但書ヲ加フ (六年四ノ四十九號)

(文) 學制中所管ヨリ差出ス表及調書等自今毎年一度ト定ム (六年四ノ十八號)

十二號

(文) 學制二編追加頒布 (六年四ノ五十七號)

(文) 學制第十三章揭示子弟就學年齡心得 (六年五ノ七 六十五號)

(文) 學制揭示ノ通り前年就學ノ者第一號表式ノ如ク取調可差出 (六年五ノ七十號)

七十號

(文) 學制二編第五百四十四章第五百五十七章第五百五十八章改正 (六年五ノ十四號)

十一號

(文) 學制二編中第三百三十八章訂正 (六年五ノ七十二號)

(文) 學制二編中第二百三十三章追加 (六年五ノ七十七號)

(文) 學制第六章ニ但書ヲ加フ (六年五ノ八十二號)

(文) 學制二編中第二百三十二章ニ追加 (六年七ノ九十九號)

(文) 學制二編中第二百三十三章追加 (六年七ノ百二號)

(文) 學制中第七十一章但書及ヒ第七十五章訂正 (六年八ノ百十七號)

(文) 學制中第五百五十四章ヨリ第五百五十八章迄神官僧侶學校云々ノ條ハ

相除ク (六年九ノ百二十二號)

(文) 學制第七十章但書外國於テ大學卒業ノ免狀アル云々取消 (六年十

百二十七號)

(文布) 學制第七十九章第七十七章願文例中追加 (七年六ノ十九號)

○ 角田縣ト白石縣ヲ改稱 (二年十一月) (憲法類編) 十册 三十三丁

(内布) 茅野秣場等ノ枯草焚燒ノ節嚴重取締スヘシ (七年) 甲三號

(大) 掛屋名義ノモノ銀行ト唱フル義不相成 (六年) 五八十五號

(達) 寡婦夫ヲ迎ヘ相續不苦 (華士族ヲ) (九年) 五十八號

(内布) 歌舞音樂ノ事務常省管轄被仰出 (七年) 一ノ甲一號

(既) ○ 歌舞音曲停止 (北白川宮) (五年) 一三號

(既) (告) 歌舞音曲停止 (皇子御遊) (六年) 九三三二十一號

(既) (告) 歌舞音曲停止 (皇女御遊) (六年) 一三三十七十六號

(既) ○ 歌舞音曲停止 (伏見宮薨) (五年) 二二九十九號

(既) (告) 歌舞音曲停止 (皇女御遊) (九年) 八十五號

(既) (告) 歌舞音曲停止 (華頂宮薨) (九年) 五七十九號

(告) 株式取引及ヒ米穀相場取引等致度者ハ内務省ヘ可願出 (八年) 七百

十六號

(告) 株式取引條例中改正 (七年) 百七號 (八年) 九ノ百二十四號

(告) 株式取引條例ヲ定ム (七年) 十百七號

(告) 株式取引條例第三十五條中地券ノ二字刪除 (七年) 十ノ百十五號

(大) 圓金穀等勘定組ニ可致管ニ付租稅上計帳離形等取消 (六年) 七百十

號

(廢) (内達) 河港道路修築定額金受拂勘定帳離形 (七年) 二乙九號

(内達) 河港道路修築費三ケ度ニ割合渡スヘシ (七年) 二ノ乙十三號

(内達) 河港道路修築經費云々六年大藏省達河港道路修繕經費金ト改ム

〓七年五ノ乙二十八號

(内達) 河港道路修繕ハ伺ニ及ハス施行ノ上一村限金高帳可差出 〓七年七

乙四十七號

(内達) 河港道路三等ニ属スル工事ニ限リ施行ノ上一村限金高帳可差出

〓七年九乙五十七號

(内達) 河港道路橋梁等ノ費用土木寮ヨリ渡スヘシ 〓七年十一乙六十九號

(内達) 河港道路經費金渡方一村限金高帳差出方規則ヲ定ム 〓七年十二乙

八十號

(内達) 河港道路變更ノ分官民費内譯并創竣ノ年月可届出 〓八年一乙四號

(内達) 河港道路一村限金高帳差出ス上ナラテハ經費金難受取 〓八年三乙

三十五號

(内達) 河港道路橋梁修築經費金勘定帳離形更正 〓八年五乙六十號

(内達) 河港道路經費金仕拂勘定帳分界 〓八年五乙六十七號

(内達) 河港道路一ケ年目途經費金受取方 〓八年六乙八十四號

(内達) 河港道路修繕費一村限金高帳燒失ニ付取調可差出 〓八年七乙九十

四號

(内達) 河港道路用悪水路等ニ属スル工事有稅地ニ係ル分經伺ノ上可

取計 〓八年十一乙百五十三號

(内達) 河港道路經費爲取調土木寮官員出張 〓八年三ノ丙七號

(内達) 河港道路修繕一周歲經費金内課科目取調方督促 (八年十一 丙六十

六號

(内達) 河港道路經費金ノ儀國費多端ニ付節約ノ方法ヲ設ケ離形ニ準シ可

差出 (八年九ノ 番外

(内達) 河港道路經費一周歲 本年七月ヨリ 目途金ハ客歲九月廿二日號外達

ノ通り可心得 (五年九 乙五十六號

(内達) 河港道路橋梁修築經費勘定帳ハ金高記載方 (八年乙六 九年六 乙七

十六號

(達) 河港等級ヲ廢ス工事及費用ハ從前ノ通り可心得 (九年 八 五十九號

○ 鹿兒島縣ヲ更ニ置ル (四年十一 月十四日

(大) 鹿兒島縣下大島其他諸島出產砂糖買請ヲ許ス (六年三 四十六號

(天布) 鹿兒島縣下種子島久尙名前ノ新公債証書紛失 (七年十二 甲六號

(内達) 鹿兒島縣下商船八幡丸所在不知 (八年十一 丙六十九號

(告) 鹿兒島縣ハ宮崎縣ヲ合併 (九年八ノ 百十二號

(教達) 鹿兒島神宮 官國中ハ八坂神社ノ次ト定ム (九年四 甲一號

(陸) 鹿兒島集成館ヲ陸軍省造兵司ニテ管シ更ニ大砲製造所ト稱シ同火

藥製造所ヲ火巧所ト改稱ス (五年三 (憲法類編) 四册 月八日 二十二丁

(達) 鹿兒島縣下機械所 陸軍省 所轄 海軍省管轄被仰付 (七年一月 十八日

(海達) 鹿兒島機械所ヲ製造所ト改稱シ武庫司管轄申付ル (七年 無號

(史) 嵩高封物三八ノ日並差立 (四年十二 月四日

○ 書入質入規則ヲ定ム地所ノ六年一十八號

○ 書入質入規則第十五條増補ノ六年五百六十七號

(天) 書入質入規則公布其他人民緊要ノ布達便宜重刻不苦ノ六年二十二號

號

(告) 書入貸借規則ヲ定ム動産不動産金穀等ノ六年八ノ三百六號

(告) 書入質入規則第九條改正ノ七年一六號

(告) 書入質入規則中第十條及第十二條改正ノ七年五十二號

(告) 書入質入規則増補ノ七年七十六號

(丙達) 書入質入規則第九條中戸長及副戸長ノ實印ヲ用ユハシノ七年五十三號

三十三號

(告) 書入質入身代限等ノ地所羅賣代價ノ内ニテ引去置キ債主出願次第

可下付ノ八年四十三號

(告) 書入質規則被定十二月一日ヨリ施行物ノ八年九百四十八號

(告) 書入質規則第七條改正物ノ八年二百九十九號

(告) 書入質入并賣買條約取結禁止金祿公債証書ノ九年八百九號

(丙達) 書入不相成官地拂下代ノ九年三ノ乙三十四號

○ 家名徳川相續ノ儀田安龜之助ノ被抑出ノ一年壬四月二十九日(憲法類編)十一

丁

(沙) 家名被立下支配地被仰付大久保岩丸 南部利剛 丹羽長國 酒井 牧野 忠訓 伊達慶邦 阿部正靜 忠篤

松平万之助 板倉勝般ノ一年(憲法類編)十册 板倉勝尙 松平慶三郎ノ十月(憲法類編)十六丁

(廢) ○ 神山縣ト改稱ス 宇和 五年六ノ百八十六號

○ 神山石鏡ノ二縣ヲ廢シ愛媛縣ヲ置ク 六年二十六號

(沙) 河岸場冥加永納ルニ付惡弊釀サ、ル様改正見込可申出 四年一月十二日

(憲法類編) 八冊 六十二丁

(大) 河岸場願次第設クルヲ許サル 五年八百十八號七款

(内達) 河岸場新設又ハ取毀等經伺可取計 八年三ノ乙四十二號

(沙) 柏崎縣ヲ廢シ新潟府ニテ管轄ス 一年十一月五日 (憲法類編) 十冊 二十五丁

(沙) 柏崎縣ヲ廢セラレ越後府ニテ管轄ス 二年二月二十二日 (憲法類編) 十冊 二十七

丁

○ 柏崎縣ヲ建ラル 二年八月二十五日 (憲法類編) 十冊 二十九丁

(廢) ○ 柏崎縣ヲ更ニ置ル 四年十一月十五日

○ 柏崎縣ヲ廢シ新潟縣へ合併 六年六百九十七號

○ 貸借可爲勝手 地代店賃 五年八ノ二百四十號

○ 貸借己巳六月前ノ分不及裁判 華士族 五年十三百號

○ 貸借丁卯十二月晦日前ノ分不及裁判 平民 五年十ノ三百十七號

(司) 貸借訴訟取扱方 華士族卒并神 五年十一ノ四十一號

(司) 貸借訴訟不取揚 娼妓藝妓類 五年十ノ二十二號

(廢) ○ 貸借 金穀其他私ノ節官名又ハ官名ヲ刻スル印ヲ用ユルヲ禁ス 六年

六ノ百九十六號

○ 貸借 金銀 其他私用ノ証文類へ官名等記載ヲ禁ス 本年百九十六ノ六年六

二百二十號

(司) 貸借金利息ノ義以來裁判決定マテ計算可致 (六年三三十八號)

(告) 貸借等出訴期限規則ヲ定ム (六年一五三三六十二號)

(改) ○ 貸借請人証人辨償規則 (六年六八九十五號)

(告) 貸借請人証人辨償規則改正本年十月一日ヨリ施行 (八年六六二號)

(告) 貸借受人証人辨償規則中刪除改正 (八年七、百二十一號)

(告) 貸借ニ付人身書入嚴禁 (八年八百二十八號)

(達) 貸借金等他日ノ証據ヲ要スル書類ニ用ユル字體壹貳拾ノ字ヲ可用

(八年五、百二十七號)

(達) 貸借証文 華族 其他契約書ニ本人ノ名印ヲ用ユヘシ若シ本人ノ名印

ナキ者ハ其効ナキモノトス (九年五、七十六號)

○ 貸附ニ付 宮堂上方名嚴重御沙汰 (一年五月、憲法類編) 四十五丁

○ 貸附金 宮堂上方借用有之者返辦可致 (一年五月、憲法類編) 二十六

四十

○ 貸附金 宮公卿等ノ名 追達有之迄取立不成 (一年九月、憲法類編) 十

六册

(民) 貸附ノ金穀 舊幕府ヘ郷 相對示談ニテ濟方可致 (二年、憲法類編) 十

六册

○ 貸附金銀等一切棄捐 舊幕府ノ節馬喰 (五年五、百六十四號)

○ 貸附ヨリ起ル訴訟裁判可及 宮華族等 (五年五、百五十九號)

(大) 貸附有之分各所積内官民二途ニ分チ處分方五年十ノ百五十八號

○ 貸附舊金穀取立法則ヲ定メラル六年三ノ三ノ八十一號

○ 貸附舊金穀取立法則追加六年三ノ十五ノ百五號

(改) (大達) 貸附金穀取立法則第十九條年賦返納スヘキモノ一時上納ノ節利引

算則七年一ノ十四號

(大達) 貸附金穀取立法則第十九條利引算則ノ儀本年四號達改正七年三ノ廿二

三十號

○ 貸附金穀証文ニ返濟期限無之類ノ訴訟ハ裁判申渡ヨリ十二ヶ月ノ

内濟方可申付六年一ノ三十號

○ 貸附金穀証文ニ利息高無之類ハ法律上ノ利息ニテ可及裁判六年三ノ

七九十二號

(廢) (大達) 貸附金穀自今國債寮へ返納可取計八年二ノ四 乙二十八號

(廢) (大達) 貸附金証文ノ儀返納年限中事故アリ年賦伸縮等ノ節ハ國債頭名宛

ニ書改可差出八年三ノ三 乙二十八號

(辨) 梶井宮復飾被仰出一年壬(憲法類編)二十五册

(沙) 梶井宮梨本宮ト改稱三年十一(憲法類編)二十五册

(陸達) 下士官服役期限定則ヲ定ム七年二ノ三 五十五號

(陸達) 下士官兵卒歸省并歸郷中取扱規則增加七年三ノ五 百二十八號

(陸達) 下士官兵卒埋葬法則改訂頒布八年一ノ二十九 二十八號

(陸達) 下士兵卒諸生徒正帽衣袴給與并着用之規則改定八年二ノ十八 六十三號

(陸達) 下士隊外會計部下士卒馬醫部下士被服靴修理料給與不致ノ八年四百

十號

(海) 下士卒夫犯罪裁判所呼出ノ節本人ニ一階上等ノ者護送スヘシ

〽五年十一 二百九十九號

(海達) 下士以下精勤之者袖章賜方ノ七年五 甲五十號

(海達) 下士官以下食器食料ノ内ニ可辨ノ七年 記三套一號

(海達) 下士以下渡付ノ手帳へ緊要ヲ可抄録ノ七年十二 記三套百四號

(海達) 下士以下航海出張入院中黜陟辭令拜受ノ日ヲ以テ拜命當日ト可必

得ノ七年十二 記三套百五號

(海達) 下士以下昇級轉職ノ節常服引替方ノ七年十二 記三套百六號

(海達) 下士以下當尉日給引揚會計局へ上納方ノ八年 記三套二十八號

(海達) 下士以下黜陟轉乘提督府へ可申立ノ八年三 記三套四十三號

(海達) 下士以下云々四十三號布達取消改達ノ八年三 記三套四十四號

(海達) 下士欠員ノ處滿員ニ付差止方ノ八年五 記三套六十八號

(海達) 下士以下へ標章附與差止ノ八年十二 記三套百五十六號

(陸達) 下士兵卒及諸生徒正帽衣袴給與並着用之規則改定ノ八年二 六十

三號

(陸達) 下士兵卒及諸生徒正帽衣袴給與並着用之規則中増加ノ八年二 六

十六號

(文) 家塾ヲ開キ醫術教授スル者雛形ニ倣ヒ取調可差出ノ六年 百一號

○ 嘉祥米被下 一年六月三日 (憲法類編) 二十三册
三十二丁

(辨) 嘉祥米宮中ノ輩へハ不被下 二年六月 (憲法類編) 二十三册

○ 鹿島香取社御遙拜 三年九月二日 (憲法類編) 十四册
五十六丁

○ 貸下金穀等 舊藩管 下等へ本帳へ証書相添可差出 四年十二月十九日

○ 貸下金穀今一層稠密ニ取調大藏省へ可差出 五年九月五日 二百四十九號

(大) 貸下金穀 舊藩ヨリ証書其儘可差出 六年四月二十二日 六十四號

(達) 貸下ケ金 舊藩受拂勘定帳雛形 七年四月十二日 四十七號

(大達) 貸下ケ金 舊藩ノ内地所引當有之分ハ本年七十六號公布ニ照準スヘシ

七年十月十二日

(大達) 貸下ケ金 舊藩ノ内地所引當有之分証文改正可取計 七年十一月廿六日

(達) 貸下ケ金穀勘定帳書式改正 八年五月二十二日 八十六號

(大達) 貸下ケ米石代ノ儀其場所前月平均相場ヲ以テ可渡 八年六月二十八日 乙九

十號

(大達) 貸下ケ金穀返納方等改正本年乙第十八號達取消 八年九月五日 乙百十八號

號

(大達) 貸下ケ金穀 本年七月ノ儀七年第四十六號公布証書雛形但書ノ内改正

正年度分界等別紙ニ照準記載可致 八年九月十日 乙百二十號

(大達) 貸下金 舊藩ノ年賦取立高上納証書雛形 八年十二月二十二日 乙百六十三號

(司達) 貸下金 方宮ノ内大藏省處分ノ捺印有之分ハ舊藩々貸下金同様可及裁

判 〓九年五十一號

(大達) 貸下繰替貸及ヒ稅外收入勘定帳差出サ、ルルハ經費勘定帳進達ノ節其旨上申書相添可差出 〓九年乙二十四號

(大達) 貸下金^{舊藩}ノ内返納未済ノ分當三月中取立上納可取計 〓九年二十九乙二十七號

(大達) 貸下ケ金出納順序改正^{石高拜借及ヒ宮方舊藩} 〓九年乙五十六號
(大達) 貸下ケ金ニ屬スル證書ハ大藏大丞御純藏宛ニ可認 〓九年七ノ三五十八號

(大達) 貸下ケ^{宮方舊藩}勘定帳ノ儀七月以降渾テ國債寮於テ受理ノ管更正ニ付勘定帳差出方及ヒ記載方 〓九年十一乙九十四號

(大達) 貸下ケ金本年七月一日以後ニ屬スル未納金額差引勘定方 〓九年十一乙九十六號

(大達) 貸下ケ金勘定方ノ儀本年乙九十六號達書ノ内正誤 〓九年十一乙九十八號

(大達) 貸下ケ金^{宮方舊藩}上納証書本年七月以降國債頭宛ニテ出納寮へ可差出 〓九年十一乙九十一號

(改) 〓 貸金銀利息相對取極可致ニ付前利ニ引落等不相成 〓四年一月十八日

〓 貸金銀利息ノ儀ニ付辛未一月十八日布告改正自今相對取極急度証文へ書載スヘシ 〓六年乙四十號

〓 貸金^{身代限ノ者へ對シ}其他ノ義務處置振テ定ム 〓六年七乙二百五十二號

(告) 貸金同様裁判ノ融通使用セサル明_融文ナキ金穀ノ証書_文〔七年 二十七號〕

(文) 貸費生規則頒布_{カシヒ}〔六年四 五十一號〕

(文) 貸費生規則ヲ廢シ更ニ官費生規則ヲ定ム_{カシヒ}〔六年十二 百四十二號〕

(沙) 賀茂社_{カモ}其外臨時祭被止_{カモ}〔三年二月 二十八日 (憲法類編) 十四册 五十六丁〕

○ 賀茂祭ニ付御神事_{カモ}〔四年四月 二十五日〕

(海達) 春日艦提督府練習艦ト改定_{カヌガ}〔七年十二 號外 十三〕

ヨノ部 本部ニ索メテ得サ_{レハ「ヤ」ヲ見ヨ}

(文) 輿地誌略初篇ノ一第六十一葉中正誤_ヨ〔六年 四ノ八 四十一號〕

(告) 米澤裁判所ヲ福島ニ移シ福島裁判所ト稱ス_ヨ〔九年十二 百五十號 二ノ七〕

(正) 用地買入方手續_ヨ諸省ニテ官舎學校兵隊屯_ヨ〔五年五月 (憲法類編) 六 冊 廿七日〕

七十
五丁

(正) 用地買入拂下トモ見合可申_ヨ〔五年十一 月廿日 (憲法類編) 六册 七十五丁〕

(内達) 用地潰地_ヨ五年二月 可買上分取調可差出_ヨ〔八年十一 乙百四十三號 三十一〕

(内達) 用地潰地_ヨ五年二月 可買上分取調方督促_ヨ〔八年十二 丙七十一號 二十八〕

(達) 用地各府縣ハ大藏省ヘ可伺出_ヨ〔六年 三百三十二號 十ノ四〕

○ 用地省_ヨタリ_ヨ上地ハ不仰付相對ヲ以テ掛合可致_ヨ〔四年八月 十五日〕

○ 用地省使申立方區別 〔六年〕 三百三十一號

〔海〕 用使下小使日給改定 〔六年一〕 甲廿七號

〔海〕 用使寮司番等日給改定 〔六年五〕 甲百十九號

〔內達〕 用惡水路川、堤防ノ敷地料米及其外共取調可申出 〔七年〕 乙七號

〔內達〕 用惡水路種堰守給米官費給與廢止 〔八年九〕 乙百二十五號

〔內達〕 用惡水路河港道路三等ニ属スル工事有稅地ニ係ル分經伺ノ上可取

計 〔八年十一〕 乙百五十三號

〔大達〕 用惡水路等其他潰地減租ノ義自今一村限帳并內務省伺濟寫添可申

出 〔八年二〕 乙二十四號

〔內達〕 用惡水種類修繕入費取調有無可申出 〔七年二〕 乙二十五號

〔正〕 用狀跡拂貸錢証書譯遞寮ヨリ差越次第可相廻 〔五年七月〕 二十日

○ 備士ハ其藩へ御沙汰ノ上可被仰付 〔二年二〕 〔憲法類編〕 六册

○ 備士呼出刻限 〔二年五〕 〔憲法類編〕 六册

〔大達〕 橫濱東京爲換會社金券引換殘ノ分滿期ニ付上納可取計 〔七年六〕 二十七

六十五號

〔告〕 橫濱爲換會社洋銀券發行規則ヲ定ム 〔七年九〕 百號

〔大布〕 橫濱爲換會社發行金券引換方當三月迄延期 〔七年一〕 五號

〔大布〕 橫濱爲換會社發行金券引換方更ニ五月迄延期 〔七年三〕 三十四號

〔大達〕 橫濱爲換會社發行金券見本取纏メ可返納 〔七年〕 五十九號

〔告〕 橫濱第二國立銀行於テ廿圓以下五種ノ紙幣ヲ發行ス 〔七年七〕 八十

號

(達) 橫濱行ノ廉 旅費定則中第改定 (七年七ノ九十七號)

(司達) 橫濱裁判所九月廿六日開廳 (九年十ノ七十一號)

○ 横井平四郎ヲ殺害スル者可致探索 (二年一(憲法類編)二十八丁)

○ 横須賀造船所行幸 (四年十一ノ月十三日)

(海) 横須賀行幸ノ儀再達 (四年十一ノ月十九日)

(海) 横須賀造船所ニ於テ修履ノ艦船ハ軍艦ヲ先ニスヘシ (六年二ノ五 甲四)

十三號

(海) 横須賀造船所横濱製作所當省管轄被仰付 (五年十ノ乙二百五十五)

號

(海) 横須賀へ提督府設置ニ付管轄區域 (五年十一ノ乙三百五號)

(海) 横須賀へ提督府設置迄諸工水火夫掛勸場へ提督府据置 (六年一ノ十九甲)

二十三號

(海) 横須賀提督府設置ニ付諸工水火夫掛主船寮管轄ヲ免ス (六年一ノ二十二)

甲二十四號

(海) 横須賀造船所へ臨幸御手續書 (六年十ノ二ノ四 甲二百二十六號)

(海) 横須賀造船所へ臨幸御延引 (六年十ノ二ノ五 甲二百二十七號)

(海) 横須賀造船所へ臨幸御日取之儀ニ付心得達 (六年十ノ二ノ五 甲二百二十八)

號

(海) 横須賀造船所へ臨幸日限御差支更ニ御日取之儀心得書 (六年十ノ二ノ七)

二百二十九號

(海) 橫須賀造船所へ臨幸御日限治定 (六年十
二ノ八甲二百三十號)

(海達) 橫須賀造船所へ臨幸御手續 (八年
三ノ三 記三套三十五號)

(海達) 橫須賀造船所御國旗揭示 (八年
六ノ九 記三套八十八號)

(達) 豫算會計表 歲入 (八年十二
二ノ廿二 二百十六號)

(沙) 吉井藩ヲ廢シ岩鼻縣ニテ管轄ス (二年十二月
二十六日 (憲法類編) 十冊
二十三丁)

(司達) 呼出達方 (諸官員ノ内相手取ヲ
レ并引合等有之節) (六年
六ノ八 八十九號)

(司達) 呼出ヲ受ケ不參ノ者處分方 (裁判所取締規
則九條改正) (七年十二
一ノ二十 甲二十一號)

(司達) 呼出後達方書式ヲ定ム (連累人并
証人等) (八年一
一ノ十 一號)

(廢) (告) 呼出ヲ受ケ無罪ニ歸スル者旅費支給方 (八年
五ノ七 七十四號)

(司達) 呼出ノ節民事拘留ノ儀不相成 (九年
一ノ九 二號)

(告) 呼出ヲ受ケ無罪ニ歸スル者人違ニテ呼出シタル者旅費支給方 (九
年
四ノ六十三號)

五ノ六十三號

(告) 呼出ヲ受ケ無罪ニ歸スル者云々六十三號布告中增補 (九年十
百五
二ノ九
十一號)

十一號

(司達) 呼出方ノ儀違式註違罪ニ於テ書面推問等ニテ行届カサル節ニ限リ

直ニ本人呼出不苦 (勅奏官) (九年
十七號
華族) (二ノ五)

(司達) 呼出方 (勅奏官)ノ儀十七號達ノ處右ハ伏罪不致等ヲ以テ警察官ヨリ

送致ノ件ニ限ル儀ト可心得 (九年二
十二號
ノ十九)

(天達) 豫備金縣差繼交付ノ成規ヲ廢シ一旦書面上納受可取計 (八年三
ノ二十九)

タ之部 本部ニ索メテ得サ
レハ「ト」ヲ見ヨ

(文) 第一大學區醫學校ト改稱東校 (五年) 八ノ三 十六號

(文) 第一大學區第一番中學ト改稱南校 (五年) 八ノ三 十六號

(文) 第一大學區本部ニ督學局設立 (五年) 十ノ三 三十三號

(文) 第一大學區督學局移轉 (五年) 十一月

○ 太陰曆ヲ太陽曆ニ定メラル (五年) 九ノ三 百三十七號

(達) 退隱令海軍ヲ定ム (八年) 八ノ百四十八號

(達) 退隱令海軍達中改正 (九年) 一ノ八號

(達) 退職令陸軍ヲ定ム (九年) 十ノ九十九號

(內達) 退隱令海軍中當省可届出條件 (八年) 九ノ百十八號

(達) 台灣島へ陸軍中將西郷從道ヲ都督ニ任シ被差遣 (七年五ノ十九) 六十五號

(達) 台灣蕃地處分ニ關係ノ願伺届等其時々蕃地事務局へ可通知 (七年ノ二十九) 二百二十四號

(達) 台灣蕃地處分ニ付諸港寄留ノ支那人へ告諭 (七年九月廿九日)

(達) 台灣蕃地事件ニ付清國へ派遣ノ全權使臣等談判ノ結局何分ノ御沙

汰アルヘシ (七年九月廿八日) 百廿七號

(告) 台灣蕃地處分ノ儀清國政府ト訂約濟 (七年十一月廿六號) 百廿七號

(達) 台灣事件ニ付献金出願ノ者へ奇特ノ旨可達 (七年十一月二十四號) 百十八號

(達) 台灣處分ノ節雇使夫卒ノ死亡者名籍調査可届出 (八年二月二十九號) 百三十三號

(告) 台灣處分ノ節死亡者長崎縣下ニ於テ祭典執行親族參詣ヲ許ス (八年二月廿七) 百三十四號

(内達) 台灣ノ役病死入遺族等取調方 (九年二月十八) 丙六號

(大) 大砲鑄 陸軍省所轄ノ外岡田平藏へ可引渡 (六年三月三十號) 百三十三號

○ 代人規則ヲ定ム (六年六月十八) 二百十五號

(告) 代人規則三條改正 (九年四月十四號) 四ノ一

(教達) 大中教院規則ヲ定ム (六年十月二十番外) 百二十番外

(改租布) 代替授與並水火盜難ニヨリ地券書替及ヒ荒地等無代價券狀授與証

印稅ヲ定ム (九年五月一號) 九十六甲一號

(教達) 大講議以下派出ノ者地方廳へ可届 (七年十二月二號) 乙二號

- ^{ダイカケレヒ}大學寮ト爲ス ^{學習院ヲ}以テ仮ニ ^{一年四月}〔明治史要〕^{五十八丁}一年
- ^{ダイカケレヒ}大學校ト昌平學 ^{改稱開成醫學二校ヲ屬ス} ^{二年六月}〔明治史要〕^二年

六十
七十

- 〔沙〕大學校主簿官位相當 ^{二年十一月五日}〔憲法類編〕^{四册}二十四丁
- 大學校御開費ニ付御祭典 ^{二年七月二十九日}〔憲法類編〕^{八丁}十四册
- 〔沙〕大學校ヲ大學ト改稱セラル ^{二年十二月十七日}〔憲法類編〕^{四册}二十五丁
- 〔沙〕大學東校ト改稱セラル ^{醫學校ヲ} ^{二年十二月十七日}〔憲法類編〕^{四册}廿五丁
- 大學東校規則ヲ定メラル ^{二年}〔憲法類編〕^{十三册}十四丁
- 大學東校ヲシテ人體解剖ノ儀ヲ掌ラシム ^{二年九月二十日}〔憲法類編〕^{三十}册

十六丁

- 〔沙〕大學南校ト改稱セラル ^{開成} ^{二年十二月十七日}〔憲法類編〕^{四册}二十五丁
- 大學南校ニ於テ外國教師御雇藩ヤニテ人材ヲ選ミ入學セシム ^{三年}〔三年七月二
- 大學南校ニ大坂洋學所ヲ屬ス ^{三年四月三日}〔明治史要〕^{二十二丁}十七日〔憲法類編〕^{十三册}十二丁
- 大學ヲシテ天文曆道ヲ掌ラシム ^{三年二月十日}〔明治史要〕^{九丁}三年
- 〔沙〕大學ヲシテ大坂醫學校ヲ管セシム ^{三年二月二十八日}〔憲法類編〕^{四册}廿六丁
- 〔沙〕大學ヲシテ大坂理學所ヲ管セシム ^{三年十月十八日}〔憲法類編〕^{四册}廿六丁
- 〔沙〕大學中寮長ヲ舍長ト改稱ス ^{三年三月十二日}〔憲法類編〕^{四册}廿六丁
- 大學規則ヲ定メラル ^{三年二月}〔憲法類編〕^{十三册}七丁
- 大學木校ヲ止メラル ^{三年七月十二日}〔憲法類編〕^{四册}廿五丁

- 大學ヲ廢シ文部省ヲ置ル (四年七月) (憲法類編) 四册 十八日 (廿六丁)
- (文) 大學區本部外國教師ニテ教授スル中學教師吏員及費用制限 (五年十月)
- (教) 大學區八區ニ割合教正ヲ派出シ管事ヲ廢ス (六年二ノ九八號)
- (文) 大學區ノ分書及大學本部等改正 (六年四ノ四十二號)
- (文達) 大學區全圖刻成ニ付頒布 (七年七月十日)
- 帶刀ヲ許シ置シ者 農商へ舊取調 (一年九月) (憲法類編) 一册 三十八丁
- 帶刀ヲ許シ置シ者 農商へ舊廢止 (二年一月九日) (憲法類編) 一册 三十九丁
- 帶刀ヲ許スヲ禁ス 自領ニ非スシテ 用達出入申付 (一年十二月十二日) (憲法類編) 一册 三十八丁
- 帶刀ノ者 土御門家免 禁止 (三年壬十一) (憲法類編) 一册 三十九丁
- 帶刀不相成 農工 (三年十二月) (憲法類編) 一册 三十九丁

- 帶刀禁止 舊藩ニテ農商へ差免ス (四年九月三十日)
- 帶刀禁止 典藥寮丹波 (四年八月十八日)
- (告) 帶刀禁令 大禮服用並軍人及ヒ警察官 (九年三月二十八號)
- 大禮服并一般通常禮服ヲ定メル 勅奏判任及 非役有位 (五年十一月三十一日) 三百卅九號
- 大禮服制圖式中正誤 (五年十一月十七日) 三百五十二號
- 大禮服通常禮服用日ヲ定メラル (五年十一月二十九日) 三百七十三號
- 大禮服制式被定ニ付右調製期限 (六年二月四十八號)
- 大禮服調製迄ニ通常禮服用不苦 非職有位ノ輩 (六年二月二十二日) 六十二號
- 大禮服皇族服製ヲ定メラル (六年二月二十四日) 六十四號
- (告) 大禮服皇族制圖式改正 (九年十二月廿五號)

○ 大禮服 四等官ニテ 三等官ノ服章ヲ可用 (六年三百號)

(達) 大禮佩劍制ヲ定ム (六年八百八十一號)

(達) 大禮皇族佩劍制ヲ定ム (七年十ノ百十四號)

(達) 大禮服着用ノ節祭服可用官 (神) (六年十ノ三百五十九號)

(達) 大禮服着用官 皇城假皇居等ノ御門通行ノ節印鑑不及所持 (七年四ノ廿四)

五十五號

(告) 大禮服着用 非職ノ節皇城假皇居等ノ御門鑑不及所持 (七年五十五一號)

一號

(海達) 大禮服着用日 海軍始 (七年十ノ四記三套七十六號)

(改) ○ 平縣ヲ更ニ置ル (四年十一月二日)

○ 平縣ヲ磐前縣ト改稱セラル (四年十一月二十九日)

(沙) 太運丸船頭岩吉諸港免稅被差止 (三年十一月十三日) (憲法類編) 八册 五十五丁

(陸) 隊外武官旅費定則ヲ定ム (五年十一月十日)

(海達) 大軍醫大主計以下一級宛昇等 (六年 甲百四十九號)

○ 太陽曆御頒行神武天皇御即位日ヲ以テ紀元ト改メラル (五年十一ノ十五)

三百四十二號

○ 太陽曆御頒行神武天皇御即位日ヲ紀元ト改メラル、旨各地方ニテ 布達ノ上遙拜所ヲ設ケ管内華士族平民參拜可取計 (五年十一ノ三百四十五號)

四十五號

(改) ○ 太陽曆ニ掲載ノ御祝日御祭日ハ御假定ノ事 (五年十一ノ二百二十四 三百六十號)

○ 太陽曆ニ掲載ノ御祝日御祭日確定 (六年七ノ二十二百五十八號)

○ 太陽曆頒行ニ付來六年限各地方ニテ略曆板行ヲ許サル (五年十一ノ二十六三百六十一號)

○ 太陽曆頒行ニ付略曆出版願ノ者地方官ニテ檢査ノ上可許 (五年十一ノ二三百六十二號)

(大) 太陽曆頒行ニ付貢米石代金納日限 (五年十一ノ十三百六十五號)

(司) 太陽曆頒行ニ付諸約定期限定方 (五年十一月四十四號)

(告) 太陽曆中掲載ノ醍醐天皇御祭日正誤 (六年十四百六號)

(達) 太陽曆來七 体裁下層ニ太陽曆月日及其外可掲載 (六年十月五日)

(告) 代理人ノ條 六年二百四十七號 三月三十一日限廢止 (九年二十八號)

(司布) 代理人規則ヲ設ケ四月一日以後右規則通リ免許ヲ經サル者ハ頼ム

儀不相成 (九年二ノ甲一號)

(司達) 代理人規則施行手續ヲ定ム (九年二ノ二十五號)

(司達) 代理人規則施行手續五條但書ノ内十四字刪除 (九年二ノ二十八號)

(司布) 代理人規則第四條但書改正 (九年三ノ甲三號)

(司達) 代理人規則相達スルニ付テハ七年甲九號裁判所取締規則中代理人ノ條廢止 (九年四ノ十)

(司達) 代理人規則施行手續ノ心得方 (九年四ノ二十九號)

(司布) 代理人代人差出方心得 (九年四ノ十三)

(司布) 代理人規則第九條刪除 (九年六ノ三)

(司布) 代言人規則十六條追加 (九年七 甲十號)

(司布) 代言人規則甲一號五條但書刪正 (九年 十ノ九 甲十一號)

(司布) 代言人規則第四條但書中改正 (九年十 甲十四號)

(司達) 代言人之輩裁判廳限犯罪處分セシ者アル時ハ頓末可届出 (九年五 甲二十)

九 五十三號

(司布) 代言人本貫族籍轉換等ノ節届出方 (九年十 甲十六號)

(司達) 代言人願望ノ者ハ布達 甲一號 規則ニ準シ可取計 (九年二ノ 二十四號)

(司布) 代言人免許願狀十年ヨリハ一年兩次ト 三月改ム (九年九 甲十一號)

(司達) 代言人免許願狀并試験書類トモ一年兩次ニ取纏可差出 (九年九 甲十六)

十五號

(司布) 代言人試験ヲ落第シ再試験ヲ願フ時ノ心得方 (九年十 甲十五號)

○ 大元帥法後七日法廢止 (四年九 月二日)

○ 大教御趣意之通 別冊 御沙汰ニ付各地方官篤ク奉禮可從事 (四年七 月四日)

(教) 大教院建設ニ付教導筋之儀諸宗管長ヘ達書 (五年十一 二十九號)

(教) 大教院建設ノ儀教導職出願ノ趣聞届クニ付心得達 (六年一 四號)

(告) 醍醐天皇御祭日訂正 (六年十 四百六號)

(告) 滯獄罪囚減役例圖ヲ定ム (七年五ノ 五十七號)

(告) 滯獄罪囚減役例圖布告ノ處責付スル者ハ此例ニ非ス (七年七 七十)

九號

(沙) 大曲以下朗詠ニ至ル迄曲數ヲ撰定セラル (三年十二 月十二日) (憲法類編) 二

三册
三十五丁

(海) 大急^{ダイキツ}至急ノ文字用ユヘカラス 平常諸件ニ (五年九百十四號)

(海) 大急之申出書へ赤紙貼付 (六年一ノ甲二十八號)

○ 大嘗會^{オウシヤウ}被爲行 (四年三月廿五日)

○ 大嘗會悠記主基國郡ト定ニ付御神事 (四年五月十九日)

○ 大嘗會齋場參拜ニ付各廳印鑑ヲ以テ通行ヲ許サル (四年十一月十四日)

○ 大嘗會ニ付全國一般御神事衆庶一同可相祝 (四年十月二十日)

(神) 大嘗會ニ付全國一般告諭 (四年十一月) (憲法類編) 十四册

○ 大嘗會ニ付^{來ル}御神事被爲行 (四年十一月) (憲法類編) 十四册

○ 大嘗會ニ付^{來ル}供奉之外勅奏任參朝可有之 (四年十一月七日) (憲法類編)

編) 十四册
十四丁

○ 大嘗會豐明節會ニ付十七日十八日十九日休暇 (四年十一月七日) (憲法類編)

編) 十四册
十四丁

○ 大嘗會ニ付十七日十八日諸省及地方在京之官員齋場參拜 (四年十一月)

(憲法類編) 十四册
十五丁

○ 大嘗會判任官兩三人出頭 (四年十一月十四日)

○ 大祀ニ付散齋致齋御改正修禊被執行 (四年十月十五日)

(告) 大審院ヲ置ル (八年四月二十九號)

(告) 大審院ヲ明法寮跡ニ置シ (八年五月十八號)

(告) 大審院諸裁判所職制章程ヲ定ム (八年五月二十四號)

(達) 大審院順次開拓使ノ上諸省ノ次ニ被列 (八年七月十四百廿三號)

(司達) 大審院并各裁判所ニ備アル書籍目錄取調可差出 (八年九月七號)

(文) 貸費生徒檢査法頒布 (五年九月)

(廢) 貸費生規則頒布 (六年四月五十一號)

(廢) 貸費生規則ヲ廢シ官費生規則ヲ定ム (六年十二月十四百四十一號)

(沙) 太政返上 德川將軍職辭退被聞食 (丁卯十月十五日) (憲法類編) 十四丁

○ 太政返上ニ付攝關幕府廢絶總裁議定參與之三職ヲ置ル (丁卯十二月十五日)

(憲法類編) 十四丁

○ 太政官代ヲ九條家ニ置ク (一年一月十三日) (明治史要) 九丁

○ 太政官代トナス 二條 城ヲ (一年一月二十七日) (明治史要) 廿一丁

○ 太政官日誌ヲ刊布ス (一年四月五日) (明治史要) 五十三丁

○ 太政官ヲ二條城中ニ營スルヲ以テ假ニ官代ヲ禁中ニ移ス (一年壬辰四月廿一)

(明治史要) 八十一丁

○ 太政官ヲ分テ議政行政神祇會計軍務外國刑法ヲ七官トシ上下二局

ニ分ツ (一年四月二十一日) (明治史要) 八十二丁

(沙) 太政官中造幣局ヲ置ク (二年二月五日) (憲法類編) 四丁

(沙) 太政官ヲ東京ニ移ス (二年二月二十四日) (憲法類編) 七丁

○ 太政官所轄造幣局ヲ會計官ニ屬ス (二年四月八日) (明治史要) 四十六丁

○ 太政官トナス 行政 官ヲ (二年七月八日) (明治史要) 八十六丁

○ 太政官規則ヲ定ム (二年八月) (憲法類編) 九丁

- 太政官規則ヲ定ム (二年十) (憲法類編) 三册 十二丁
- 太政官中舍人雅樂二局ヲ置ク (三年十一) (憲法類編) 三册 廿五丁 月七日
- 太政官中政ヲ正院左右院式部舍人雅樂三局ヲ置ク (四年七月) 二十八日
- 太政官事務章程ヲ定ム (四年) (憲法類編) 三册 十五丁 七月
- 太政官官等表ヲ定ム (五年) 十六號 二十
- 太政官職制ヲ潤飾ス (六年五月) (明治史要) 三十一丁 二月二日
- 太政官廳炎燒ニ付元敎部省ヲ官代ト定ム (六年) 百四十三號 五月
- 太政官代下馬下乗ヲ定ム (六年) 百五十號 五月
- 太政官代へ歸香間祗候ノ輩參入ノ節下乗等勅任同様 (六年五月) 百五十八號

(達) 太政官代門出入ノ節印鑑所持ニ不及 (九年六月) 六十五號

(辨) 太政官員ノ内家令ヲ始執事隨行ニ至ル迄主家邸外居住ノ者姓名等

取調可差出 (四年一月) 十四日

○ 太政官紙幣五種ヲ發行ス (一年五月) (明治史要) 九十七丁 十五日

(告) 太政官民部省札 并 正金兌換証券本年五月三十一日限リ通用停止

(八年) 一三號 十五

(告) 太政官民部省等ノ紙幣交換手續書大藏省ヨリ達ス (八年) 七十九

號

(天達) 太政官民部省札兌換証券等五月三十一日限リ通用停止ニ付交換手

續書ヲ渡ス (八年) 乙二十號 十七

(大達) 太政官民部省札証券引換手續書中檢査人等給料支給方 (八年三乙ノ十四乙三十二號)

(大達) 太政官民部省札証券引換手續書中脱字改正 (八年三乙三十五號)

(大達) 太政官民部省札証券引換札押印ノ儀落印或ハ疎漏等無之様厚ク可

注意 (八年四乙六十號)

(大達) 太政官民部省札正金兌換証券本年八月卅一日限り交換ニ付人民其期ヲ不誤様可致注意 (八年五ノ廿乙七十三號)

(大達) 太政官民部省札ノ内壹兩以下交換廢札ノ捺印不致分金高枚數共取調可差出 (八年五ノ乙七十八號)

(大達) 太政官民部省札送納ノ節五種 (壹兩、貳分、壹分、貳朱、壹朱) 金銀貨同様第一國立

銀行へ渡シ預リ証ヲ以テ可上納 (八年六ノ十乙八十號)

(大達) 太政官民部省札并兌換証券期限マテハ無差支通用スル様説諭可致 (八年七ノ十四乙九十八號)

(大達) 太政官民部省札五兩以上并兌換証券來ル十月三十一日マテ交換延期 (八年八乙百十二號)

(大達) 太政官民部省札壹兩以下ノ分通用延期ノ公布到達前交換ノ分ハ消印可押捺 (八年九ノ四乙百十七號)

(大達) 太政官民部省并兌換証券十月三十一日迄交換元金概算ヲ立テ殘金返納方可伺出 (八年九ノ十乙百二十一號)

(大達) 太政官民部省札其外大坂出張紙幣寮へ送納ノ分同所出張所廢止ニ

付自今東京本寮へ可直納（八年十ノ廿七）乙百四十號

（大達）太政官民部省札証券及舊藩札交換入費等八年六月以前ニ係ル分請

求方日數五日限り取調可申出（九年五ノ十六）乙四十四號

（告）太政官札民部省札壹圓以下九年五月三十一日迄通用延期（八年五ノ廿四）

九十號

（大布）太政官民部省札ノ内五種ハ五月三十一日迄通用延期ニ付テハ交換

ノ儀ハ六月一日ヨリ施行（八年六ノ十八）甲二十號

（大布）太政官民部省札壹圓以下ノ分十年六月三十日迄通用延期（九年二ノ廿五）

甲三號

（大達）太政官札拾兩五兩所持ノ者名前金高等取調四月十日迄ニ可申出

（九年一ノ二十三）乙九號

（不）（達）太政大臣賜暇中參議へ代理被仰付（八年八ノ十八）番外附録

（不）（達）太政大臣賜暇中參議へ代理被仰付ニ付上申ノ公文參議宛可差出

（六年八ノ十九）番外

（達）太政大臣出仕ニ付上申ノ公文従前ノ通（六年八ノ二十七）番外

（達）太政大臣本日ヨリ出仕ス（六年十二ノ二十四）番外

○待詔局御取建草莽有志ノ者言路御開（二年三月ノ十二日）（憲法類編）四十丁

○待詔院集議院へ合併（二年八月ノ十五日）（憲法類編）三册

（告）大少史ヲ置ル（八年九ノ百四十二號）内外史ヲ廢セラレ更ニ正權（二十二年）

（告）大少丞（八年十一ノ百七十五號）各權官並筆生省掌ヲ置ル（八年十一ノ廿五）

(教) 大小神社明細取調可差出 (六年七番外)

(大) 田畑勝手作被差許 (四年(憲法類編)二十六册九月(憲法類編)七丁)

(改) (大) 田畑表 府縣管下 取調租稅寮へ可差出 (五年八ノ七百號)

(大) 田畑表 府縣管下 離形更正 (五年九ノ百四十二號)

○ 田畑定金納永納改正増稅ノ見込ヲ立租稅寮へ可申立 (五年九ノ百三十三號)

六十一號

○ 田畑石高ノ稱ヲ廢シ反別ヲ以テ換用ス (六年八ノ百九十四號)

(大達) 田畑毛替作反別 旱損ノ土地 及定免難保村々等取調可申出 (六年八百二十五號)

十五號

(教達) 田畑山林 神社寺院 持添ノ 六年二百四十九號公布ニ準シ可處分 (九年二ノ二十三號)

號

(司達) 烟草ヲ用ルヲ禁ス 訟庭上裁 (八年八ノ二十號)

(告) 烟草明治九年ヨリ課稅ス (八年二ノ二十八號)

(告) 烟草印紙見本 (八年十二ノ百九十四號)

(告) 烟草印紙貼用方略圖改正 (八年十二ノ二百五號)

(大達) 烟草印紙 并 免許鑑札凡積ヲ以テ受取方可申出 (八年十ノ乙百四十一號)

一號

(大達) 烟草出賣鑑札離形 (九年四ノ乙三十九號)

(大達) 烟草出賣鑑札裏面姓名ノ上へ卸賣又ハ小賣ノ文字書加可渡 (九年七ノ乙六十二號)

十

(告) 烟草稅則ヲ定メラル (八年) 四百五十號

(告) 烟草稅則第一則中刪除改正 (八年) 十百六十五號

(告) 烟草稅則中第四條改正 (八年) 十二百五號

天達) 烟草稅則中卸小賣營業免許鑑札見本 (八年) 十乙百五十九號

(大達) 烟草稅則ニ係ル諸費ハ渾テ來九年六月迄額外定費ト可心得 (八年) 十二

八ノ十 乙百六十二號

(告) 烟草稅則中追加 (九年) 四ノ五十九號

(大達) 烟草稅則一覽表製調ニ付管内營業ノ者ハ分賦可致 (九年) 十二乙百

三號

(大達) 烟草稅來ル九年六月迄収入ノ分ハ會計年度八年分ハ可編入 (八年) 十一

八ノ乙百四十三號

(大達) 烟草稅名書體并 税金上納證書雛形 (八年) 十二乙百六十六號

(廢) (海) 喫咽午後一字間ノ外禁止 (五年) 三月五日

(海) 喫咽時間ノ儀取消 (五年) 三月廿三日

(内布) 倒變死人 旅行等ノ入費有籍ハ家元無籍ハ官費 (七年) 九甲二十四號

○ 倒牛馬外獸類共持主勝手ニ可致 (四年) 二月十九日

(内達) 倒死變死者所持金 並 品物等處分方 (八年) 九乙百廿三號

(内達) 倒死病死變死人原籍不分明ニシテ官費ニ可立費用受取書雛形 (八年) 十一

廿七ノ乙百五十八號

(沙) 高帳民部省ニテ渡セシ處自今太政官ニテ被渡 (三年) 九月二十九日 (憲法類

編) 四册
十三丁

(大) 高反別帳 新縣取調雜形 (五年一三號)
管轄

(大) 高反別帳 新置縣 差出方見合 (五年九ノ五百二十八號)

○ 高反別一村限帳大藏省へ可差出之處地券發行ニ付不及差出 (五年九ノ

二百八十六號

(海達) 高尾丸 英シシナ 號御買入 (七年十記三套六十六號)

(海達) 高尾丸 船番號 (七年十記三套七十一號)

(海達) 高尾丸 大坂丸 運送船ト可心得 (八年五ノ記三套七十六號)

○ 高崎縣ヲ廢セラル (四年十月 (憲法類編) 十册
廿四日)

(沙) 高須藩ヲ廢シ名古屋藩へ合併 (三年十二月 (憲法類編) 十册
二十三日)

○ 墮胎嚴禁 (一年十二月 (憲法類編) 一册
二十四日)

○ 脫藩之輩復歸戶籍ヲ可正 (一年 (憲法類編) 二十五册
八月)

○ 脫藩浮浪ノ徒復籍方厚ク可取扱 (一年十月 (憲法類編) 廿五册
十四日)

○ 脫藩浮浪ノ徒復籍方厚ク可取扱 旨被仰渡ニ付軍務官へ可承合 (一年

十月十 (憲法類編) 廿五册
四日)

(沙) 龍岡藩ヲ廢セラル (四年六 (憲法類編) 十册
月二日)

○ 脫刀可爲勝手 (四年八
月九日)

(陸達) 脫走軍人 郷里ニ潜匿致者有之哉ノ趣ニ付一層可注意 (七年九ノ三百

六十四號

○ 辰ノ口へ印書局ヲ被置 (五年九ノ二百八十號)

(達) 達書及布告ノ結文例ヲ定ム (六年七ノ十八) 二百五十四號

(達) 達書布告ヲ區別シ各自ニ番號ヲ附ス 明治七年 (六年十二ノ廿八) 四百三十二號

二號

(內達) 達書ハ乙丙布達ハ甲ト區別各番號ヲ附ス (七年一乙四號) 十十五

(教達) 達書指令^{各社} 郵送ノ節ハ速ニ領受之證書可差出 (八年四番外) 十十四

(大達) 達布達共甲乙ニ區分シ各順次番號ヲ附ス (七年十ノ二乙一號) 十

(海) 脱營脱艦ノ者届出之節人相書式 (六年六甲百二十九號) 十十七

(海達) 脱營脱艦ノ者人相書認方改正 (八年十一記三套百四十八號) 十十二

○ 脱籍家出等ノ者尋中戸籍表記載方及ヒ除籍方 (六年五ノ廿八) 百七十七號

(大) 脱籍人府縣送入費ハ宿村ヨリ可爲差出 (五年二ノ二十一號) 二

(大) 脱籍人郵送ハ本管管廳へ掛合ノ上可送致 (六年四六十一號) 十十七

○ 脱籍人未タ復籍セサル者アレハ律ニ照シ可處分 (六年五ノ百七十三號) 二十四

三號

○ 脱籍逃亡後^{華士} 族^叔 限^日 限ヲ^{以外} 定メラル (四年五月廿八日) 廿八

○ 脱籍無産之徒取締可致 (二年三ノ月八日) (憲法類編) 四十八丁 二十五册

(改) ○ 脱籍無産之徒復籍規則ヲ定メラル (三年九ノ月四日) (憲法類編) 五十三丁 廿五册

○ 脱籍無産之徒府藩縣送ノ節賄方ヲ定メラル (三年十ノ月二十三日) (憲法類編) 五十三丁

編) 廿五册
五十五丁

○ 脱籍無産之徒復籍規則更定 (四年四月二十三日) 二十二

○ 脱籍無産之徒郷里ニ持廻無之者其他徒場へ入ノ職業可爲營 (四年十二) 十二

月二十
六日

(改) 脱籍無産之徒復籍并 囚人護送ノ節賄方ヲ改ム (五年九ノ百四十一
號

(改) 脱籍無産之者復籍賄方 (五年十百五十號

(内達) 脱籍無産之者復籍並護送囚人等途中賄料改正 (八年五ノ乙六十
八號

(大) 脱籍無産並旅行病人宿村送取扱方 (六年
四ノ四 五十二號

○ 脱籍無産之輩懲役法被設ニ付本罪可受ノ日數懲役ニ改正 (五年百
十二號

○ 脱籍ノ輩府藩縣ニテ取調復歸可爲致 (二年二 (憲法類編) 廿五册
月三日 (憲法類編) 四十七

丁

(沙) 脱籍ノ者取糺其府藩縣へ可引渡 (二年五月 (憲法類編) 廿五册
十五日

(大達) 脱籍ノ者 己巳四 拘留中諸費ハ額外常費囚人諸費ヨリ護送途中滞在
入費ハ復籍人諸費ノ内ヨリ可仕拂 (九年十二乙百十號

(大) 反別ニ賦課スル米金單稱スル節ハ免ト唱へ定免破免免上ケ免下ケ
等依舊相用ニヘシ (六年十百四十五號

(改租達) 反別米金等調査ノ手續本年内務省乙第四十二號達同様取計可申
(八年五ノ乙二號
二十四

(内達) 反別米金及ヒ圖面間數等員數ニ關スル申牒入算ノ廉主任ノ官員見
留印可押捺 (九年十乙百二十二號

○ 彈藥銃砲取締規則 〔五年一ノ二十八號〕

○ 彈藥銃砲取締規則第二則中開港開市場取扱方 〔五年六ノ百八十五號〕

○ 彈藥銃砲取締規則違犯ノ者罰例 〔五年九ノ二百八十二號〕

(告) 彈藥銃砲取締規則違犯ノ者罰例増補 〔七年十ノ八百三十二號〕

(達) 彈藥銃砲取締內務省管理ニ付總テ同省へ可申出 〔八年六ノ百十一號〕

(内達) 彈藥銃砲買賣表及讓渡等離形ニ準シ取調年々可差出 〔八年一ノ四乙百四十四號〕

(司達) 彈藥銃砲等ノ官沒所管鎮臺遠隔ノ地ハ賣拂代價ヲ以可上納 〔八年一ノ四ノ十〕

四號

(司達) 彈藥銃砲等ノ官沒賣拂代金上納方 〔八年九ノ三十一號〕

(内達) 彈藥銃砲取締規則違犯ノ者沒収ノ代金并科料金一同司法省へ可納 〔八年九ノ乙百二十號〕

(不) (達) 彈藥銃砲ノ買賣ハ平常免許ノ者タリ且當分嚴禁 〔九年十ノ百五號〕

(達) 彈藥銃砲買賣當分ノ内嚴禁ノ處自今解禁 〔九年十一ノ百十二號〕

(司) 斷刑伺ノ節他ノ同書同様正副ニ通罪案ニ添可差出 〔六年七ノ百十三號〕

(司) 斷獄則例出來ニ付來ル十五日ヨリ職務可執行 〔六年一ノ無號〕

(司) 斷獄則例 裁判編成ニ付右ニ照準施行可致 〔六年二ノ二十二號〕

(司) 斷獄表書式 (六年) 十 無號

(司) 斷獄表離形改正 (六年三) 四十二號

(告) 斷罪無正條々例ヲ定ム 名例 (七年十二) 百三十四號

(司達) 斷罪證據之心得方ヲ示ス (九年八) 六十四號

○ 探索ノ次第司法省へ不及申出 (四年八月) 十二日

(改) (司) 探索逮捕之儀東京裁判所へ可申出 (五年九) 十五號

(司) 探索逮捕之儀東京府へ關係ノ分以來直ニ當省へ可申出 (六年) 三ノ七 廿

八號

(廢) ○ 彈正臺ヲ置ル (二年五月) (憲法類編) 四冊

○ 彈正臺立會等可致條件 (二年) (憲法類編) 四冊

○ 彈正臺ニテ各國公使應接ノ節立會可致 (二年十二) (憲法類編) 四冊

丁二

(沙) 彈正臺ヨリ京都留守官差登可申 (二年七月) (憲法類編) 四冊

(沙) 彈正臺中大少巡察ニ權官ヲ置ク (三年四月) (憲法類編) 四冊

(沙) 彈正臺大少疏ニ權官ヲ置ク (四年一月) 二十三日

○ 彈正臺員諸官省へ巡察心得 (三年) (憲法類編) 四冊

(沙) 彈正臺京都出張所ヲ止メラル (三年七月) (憲法類編) 四冊

(辨) 彈正臺出張所ト改稱シ 京都出張 廳ヲ大坂ニ置ク (四年二) (憲法類

編) 四冊

○ 彈正臺被廢 (四年七) 月九日

(沙) 彈正臺官員退テ御沙汰有之迄東京滞在可致 (四年七月九日(憲法類編)四冊)

六十
四丁

○ 彈正臺被廢ニヨリ同臺ヨリ取調係リ事件司法省へ可伺出 (四年七月十三日)

○ 逃亡ノ者人相書 (五年一ノ三十號)

○ 逃亡ノ者人相書々式ヲ定ム (六年七月三十一二百七十五號)

(丙布) 逃亡^{府縣遞送人}及行旅病死人等ノ入費無籍ハ官費ニ可立 (七年九月二十號)

甲二十四號

(司達) 逃亡^罪之節所犯瞭然記載可届出 (八年十二月四十三號)

(達) 道路等級ヲ定メラル (九年六月十八號)

○ 道路附替 豐後國ヨリ日向國ヘノ (六年十一月三十八號)
往還赤松越ヲ本道トス (ノ十五)

(告) 道路變換 東京ヨリ千葉縣ニ至ル (九年十二月二十四號)

○ 道路變換 千葉縣下檢見川村ヨリ千葉町ノ間山手通ヲ街道トス (六年十二月六十五號)

(告) 道路改定 東京函館間 (八年五月八十五號)

(告) 道路改修 陸中羽後兩國間見峠 (九年三月十四號)

(告) 道路落成 駿河國宇都谷山隧 (九年十一月四十二號)

(陸達) 道路之里程入用ニ付別紙圖面ニ照準取調可差出 (七年三月廿七日)

○ 道路及ヒ左右並木除地ノ間尺其沿道明細帳可差出 (五年六月八十九號)

十九號

(廢) (丙達) 道路河港修築定額金受拂勘定帳離形 (七年十二月九號)

(内達) 道路河港修築費ニケ度ニ割合可渡 (七年二) 乙二十三號

(内達) 道路河港修築經費云々六年大藏省達河港道路修繕經費金ト改

(七年五) 乙三十八號

(内達) 道路河港修繕ハ伺ニ及ハス施行ノ上一村限金高帳可差出 (七年七)

乙四十七號

(内達) 道路河港三等ニ属ス工事ニ限り施行ノ上一村限金高帳可差出 (七年

九) 乙五十七號

(内達) 道路河港橋梁等ノ費用土木寮ヨリ可渡 (七年十一) 乙六十九號

(内達) 道路河港經費金渡方一村限金高帳差出方規則ヲ定ム (七年十二) 乙

八十號

(内達) 道路河港變更ノ分官民費内譯并創竣ノ年月可届出 (八年一) 乙四號

(内達) 道路河港一村限金高帳差出ス上ナラデハ經費金難受取 (八年三) 乙

三十五號

(内達) 道路河港橋梁修築經費金勘定帳離形更正 (八年五) 乙六十號

(内達) 道路河港經費金仕拂勘定分界 (八年五) 乙六十七號

(内達) 道路河港一ケ年目途經費金受取方 (八年六) 乙八十四號

(内達) 道路河港修繕費一村限金高帳燒失ニ付取調可差出 (八年七) 乙九十

四號

(内達) 道路河港用悪水路三等ニ属スル工事は有稅地ニ係ル分經伺ノ上可取

計 (八年十一) 乙百五十三號

(内達) 道路河港經費爲取調土木寮官員出張 (八年三ノ丙七號)

(内達) 道路河港修繕一周歲經費金内課科目取調方督促 (八年十一ノ丙六十

六號

(内達) 道路河港經費金ノ備國費多端ニ付節約ノ方法ヲ設ケ離形ニ準シ可

差出 (八年九月番外

(内達) 道路河港經費一周歲 本年七年ヨリ 十年六月マテ 目途金ハ客歲九月廿二日號外達

ノ通り可心得 (九年乙五十六號

(内達) 道路河港橋梁修築經費勘定帳へ金高記載方 (八年乙六ノ九年六乙七

十六號

(内達) 道路河川舊敷地ハ新道新川敷ノ代地トシテ無代下與 (九年六乙八

十一號

(大) 道路學校等ノ費用献金又ハ寄附金ノ者へ賞與取計方 (六年七百十

二號

○ 道路掃除條目 (五年十ノ三百二十五號

○ 道路并脇道往還並木猥ニ伐取ヘカラス (六年ノ六百四十六號

(内達) 道路並木保存取締方精々可注意 (七年八乙五十二號

(内達) 道路分類圖面調製概則ニ照シ十二月廿五日限り可差出 (九年六乙

七十三號

(内達) 道路堤防橋梁及川除修繕經費精算帳可差出離形 (七年二乙十號

(内達) 道路堤防橋梁用惡水樋等修繕入費取調有無可差出 (七年二乙十

五號

(内達) 道路堤防橋梁等離形中七年乙 汐除堤ノ儀一二等ノ文字取消七年
八 乙四十二號

(内達) 道路橋梁ノ費用拾圓以下差出ス者各管廳限褒詞取計人名等取調方
〔八年一乙二號〕

(内布) 道路橋梁渡津等賃錢ノ儀警部并 巡查巡視ノ節請求不相成九年三
甲四號

○ 道路修繕費可差出馬車人力車所持ノ者四年五月
二十四日

(内達) 道路敷地賃渡不相成八年十二 乙百六十五號

(司) 答辨書式ヲ定ム府縣ニ對シ人民六年四 五十六號
ヨリ訴訟ノ節ノ十五

(達) 盜賊火附人殺ノ訴人へ賞與金額ヲ定ム七年八ノ 百十四號
三十一

○ 盜賊窩主律例ヲ創定セラル六年六ノ 二百二十七號
二十五

(沙) 堂上列ニ被列山本故公弘朝二年憲法類編廿五册
臣次男玉操一月 十丁

(沙) 堂上被仰付若王寺二年憲法類編廿五册
遠文二月 十丁

○ 當百錢開拓使鑄造増二年十月九册
融通十八日 二十丁

(教) 托鉢被禁止五年十 一ノ九 二十五號

(内布) 宅地切歩賣買不苦八年 甲八號

(改租達) 宅地非常開拓ノ耕地同様相當ノ免稅年季ヲ可付九年一ノ 乙三號
二十五

(告) 貯金預規則ヲ定メラル八年十二 百九十七號
廿二

(告) 他管轄ノ裁判廳へ訴訟スルルハ其管轄廳ノ添翰ヲ受ルニ及ハス

〔七十九百九號〕

○ 田安清水御門内通行被止 〔四年二月廿八日〕

○ 玉串献上地方官ヨリ辨官へ可差出 〔四年三月五日〕

〔沙〕 健織田社建敷社ト改稱 〔三年十月十七日〕〔憲法類編〕十四冊 五十丁

〔司達〕 建家書入質調印之儀内務省伺へ正院指令 〔九年八月六十三號〕

〔司達〕 建家書入質之儀ニ付 〔本年六月三號達〕 内務省伺ノ指令文へ實印ナキ旨ノ保

証人云々ノ但書ヲ加フ 〔九年十一月廿五〕 八十二號

〔沙〕 館藩ニテ管内輸出入物品商船諸稅取建 〔三年十二月十四日〕〔憲法類編〕五十

丁六

○ 館縣弘前縣へ合併 〔四年九月五日〕〔憲法類編〕十冊 廿一丁

〔大〕 建物木石 〔舊城郭 陳屋等〕 代價取調可申出 〔六年五月十八號〕

〔告〕 建物土地其他物品等社寺學校病院等へ寄附ノ契約ナキモノハ其所有ノ權ヲ離スモノトス 〔九年四月十八〕 五十四號

〔告〕 建物書入質規則并賣買讓渡規則ヲ被定十二月一日ヨリ施行 〔九年三月十四〕 八號

〔告〕 建物書入質規則第七條改正 〔八年十二月二十二〕 百九十九號

〔達〕 建物官用地不用併テ内務省へ可返付 〔八年九月五十一號〕

○ 大宰府社ヲ太宰神社ト改ム 〔五年六月十七〕 百七十四號

レノ部本部ヲ索メテ得ザレ
ハ「リ」ノ部ヲ見ヨ

〔沙〕^{レイン} 俗員ヲ廢セラル〔四年一月〔憲法類編〕三冊
廿九日〕廿八丁

○ 禮服^{レイン} 大禮服 並一般通常禮服ヲ定メラレ衣冠ヲ祭服トシ直垂狩衣上
下廢止〔五年十一 三百二十九號

○ 禮服 大禮服 圖式中帽ノ制左側章ハ右側章ノ誤リ〔五年十一 三百五
十二號

○ 禮服 大禮服 通常禮服着用日ヲ被定〔五年十一 三百七十三號

○ 禮服調製ノ期限ヲ定ム〔六年二 四十八號

○ 禮服調製ノ儀四十八號布告ノ處非職有位ノ輩大禮服調製迄通常禮
服換用不苦〔六年 六十二號

(告) 禮服ヲ定ム 神官、教導職、
僧侶、
〇 禮服ノ制ヲ定メラル 皇族
〇 禮服ノ制ヲ改正セラル 皇族

〇 禮服ノ制ヲ定メラル 皇族
〇 禮服ノ制ヲ改正セラル 皇族

〇 禮服ノ制ヲ改正セラル 皇族
〇 禮服ノ制ヲ定メラル 皇族

〇 禮服ノ制ヲ定メラル 皇族
〇 禮服ノ制ヲ改正セラル 皇族

〇 禮服ノ制ヲ定メラル 皇族
〇 禮服ノ制ヲ改正セラル 皇族

〇 禮服ノ制ヲ定メラル 皇族
〇 禮服ノ制ヲ改正セラル 皇族

〇 禮服ノ制ヲ定メラル 皇族
〇 禮服ノ制ヲ改正セラル 皇族

〇 禮服ノ制ヲ定メラル 皇族
〇 禮服ノ制ヲ改正セラル 皇族

〇 禮服ノ制ヲ定メラル 皇族
〇 禮服ノ制ヲ改正セラル 皇族

〇 禮服ノ制ヲ定メラル 皇族
〇 禮服ノ制ヲ改正セラル 皇族

〇 禮服ノ制ヲ定メラル 皇族
〇 禮服ノ制ヲ改正セラル 皇族

(海) 寮司局部内夫々ノ分課人名共取調可差出 五年三月十八日

(海) 寮司局部内所府官員小分課取調可差出 六年二月二十五號

(海) 寮司番用使等日給改定 六年五月三十一日 百十九號

(海) 寮司會計檢査之爲メ時々本局ヨリ巡廻 六年九月十八號

(告) 寮掌ヲ被置 各寮中 八年十二月廿八日 二百六號

(大) 獵師役稅ノ名ヲ廢シ獵銃免許稅ト唱フ 五年十二月二十二號

○ 曆 太陰 ヲ太陽曆ニ改メラル 五年十一月三十七號

○ 曆 太陽 ニ掲載ノ御祝日御祭日等ハ御假定 五年十一月廿四日 二百六十號

○ 曆 太陽 ニ掲載ノ御祝日御祭日等確定 六年七月二十五號

(告) 曆 太陽 中掲載ノ醍醐天皇御祭日正誤 六年十二月廿八日 四百六號

○ 曆 頒授時ハ弘曆者ノ外取扱嚴禁 三年四月廿二日 (憲法類編) 二十一冊

○ 曆 太陽 頒行ニ付來六年限略曆板刻差許 五年十一月廿六日 三百六十一號

○ 曆 略 出板願出ノ者ハ地方官ニテ檢査ノ上可差許 五年十一月廿六日 三百六十二號

(達) 曆 太陽 來明治七年体裁下層ニ太陰曆月日及其外可掲載 六年十月五日 文部省

(文布) 曆 陰陽對照表鑿刻ヲ許ス 七年八月二十三號

(海) 曆 和洋比較 上梓ニ付諸省使ヘ廻達 五年十一月八日 乙二百八十三號

○ 曆 上ニ年日トモ干支可記載 六年五月二十九日 文部省

○ 曆 頒行 其儘小本ニ出板鑿刻等不相成 六年十一月十八日 二十號

(達) 曆史課 正院中ヲ修史局ト改稱 八年四
ノ十四 五十七號

ソノ部 本部ニ索メテ得サ
レハ「サ」ヲ見ヨ

(天布) 添簡^{ソノカ}人民願請ヲ差出スヘシ 六年九
百三十二號
建言ノ類 十九

(告) 添翰ヲ受クルニ及ハス 他管轄ノ裁判廳 七年十
百九號
へ訴訟ノ節 十九

(正) 外郭^{ソノカ}廿一門廢撤 五年八
月八日 (憲法類編) 十七冊
五十六丁

(達) 訴答文例及ヒ附録ヲ定ム 六年七
二百四十七號
ノ十七

(告) 訴答文例附録中訴狀ノ宛所ヲ定ム 六年
九ノ七 三百十二號

(告) 訴答文例當分御國人ノミ遵守スヘシ 六年十
三ノ十 三百二十九號

(告) 訴答文例中代書人ノ條ヲ改定ス 七年七
ノ十四 七十五號

(告) 訴答文例中代書人ノ條三月卅一日限廢止 六年七月二百
四十七號 布告 二ノ廿十

(告) 訴答文例中 七年七 原告人被告人訴訟手續ニ不差支者ハ差添人ニ不
十五號

及 (八年
二ノ三十三號

(教達) 訴答代書代言等 教道職 親戚法類ノ爲ニスル外不相成 (八年十四十
中

四號

○ 卒ノ者士民へ編入方三月卅一日限申出へシ期限後ハ都テ民籍編入

ト心得ヘシ (六年
二ノ三三十五號

○ 損料貸ノ者期限相立訴出ル時ハ貸金銀ニ準シ濟方可申付 (四年四
日

(大達) 村落中分界ヲ存シ區々ノ取扱向ハ漸次合併ノ積見込可申出 (六年
十二

五ノ廿 百八十六號

(丙達) 村落合併ノ儀不得已事故ノ外不相成 (八年
乙十四號

○ 村市合併ノ見込相立大藏省へ可伺出 (五年
百十九號

(大) 村市改稱分合同振 (六年六
九十九號

(丙布) 村市合併改稱 各府縣下八年 (九年一
甲一號

(丙布) 村市合併改稱 各府縣下八年 (九年二
甲五號

(丙布) 村市合併改稱 並 新稱 各府縣下八年 (九年四
甲六號

(丙布) 村市合併改稱 並 新設 各府縣下八年 (九年四
甲九號

(丙布) 村市合併改稱 新設 各府縣下八年 (九年四
甲十三號

(丙布) 村市合併改稱本年甲第九號布達中滋賀縣ノ部正誤 (九年五
甲十九

號

(丙布) 村市改稱 各縣下九年 五月十八號
二月中ノ分

(丙布) 村市分合改稱 各府 八年二 甲五號
縣

(丙布) 村市分合布達中 本年甲 正誤 八年七 甲十七號
十三號

(丙布) 村市分合改稱 各府 八年一 甲壹號
縣

(丙布) 村市分合改稱 各府 八年二 甲四號
縣

(丙布) 村市分合新稱改稱 各府縣下八年 八月六 甲十三號
一月中ノ分

(丙布) 村市分合改稱 各府縣下八年 八月六 甲十四號
二月中ノ分

(丙布) 村市分合改稱 各府縣下八年 八月八 甲十八號
三月中ノ分

(丙布) 村市分合本年甲第一號布達中正誤 八年四 乙五十二號
一月中ノ分

(丙布) 村市分合改稱新設 各府縣下八年 九月四 甲十號
十月中ノ分

(丙布) 村市分合改稱新設 各府縣下八年 九月四 甲十一號
五月中ノ分

(丙布) 村市分合改稱 各府縣下八年 九月四 甲十二號
八月中ノ分

(丙布) 村市分合改稱新稱 各府縣下九年 九月六 甲二十一號
一月中ノ分

(丙布) 村市分合改稱 各縣下八年十 九月六 甲二十二號
二月中ノ分

(丙布) 村市分合改稱 各府縣下七年 九月八 甲三十三號
十二月中ノ分

○ 僧尼自今人民一般ノ服忌ヲ可受 五年六 百七十六號
ノ十二

(教達) 僧尼本籍ヲ定メラル上ハ住職中居住ノ儀徒前ノ通心得ヘシ 九年
六ノ

九廿一號

(告) 僧尼ト成度者ハ出願ニ不及管轄廳へ可届出 八年九 百四十六號
ノ廿五

(告) 僧尼族籍編入更正 本年 七年七 七十四號
八號

(改) (告) 僧尼ノ輩元身分ヲ以本人望ノ地ヘ族籍ヲ定ム (七年一八號)

(丙達) 僧尼ノ輩現在地ヘ定籍方 (八年十一乙百五十一號)

(教) 僧尼ノ履歷増減共雛形ニ照準シ取調可差出 (五年七八號)

(廢) 僧尼志願ノ者地方官人体調ノ上免許 (四年六月十九日)

(廢) 僧尼志願ノ者地方官ニテ調方再達 (四年十月十二日)

(告) 僧尼ト公認スル者ハ諸宗教導職試補以上ニ限ル (九年十二百五十六號)

六號

○ 奏任以上撰舉ノ節ハ苗字通稱可申出 (四年三月二日)

(辨) 奏任以上 諸官省在京ノ人員取調 (四年一月廿九日)

○ 奏任以上ノ輩最初判任ヨリ轉任ノ向キ達書全文姓名等早々可差出

四年二月十八日

○ 奏任以上苗字通稱等可差出 (四年十月)

○ 奏任以上 使府 除服出仕長官ヨリ可達 (四年十二月十日)

○ 奏任以上 使府 歸省願長官ヨリ可達 (四年十二月十日)

○ 奏任以上免職後再ヒ判任ニ登用ノ分可届出 (五年二三十二號)

○ 奏任以上履歷書 記録焼ヲ進達セシム (六年五百四十七號)

○ 奏任 華士族 以下 以上奉職ノ者ハ當時非役タリ履歷書ヲ進達セシム

六年五百五十六號

(達) 奏任以上 地方 進退ノ節性行履歷ヲ具狀スヘシ (七年三廿六號)

(丙達) 奏任以上ノ官員在京ノ人名取調差出スヘシ (七年一丙二號)

○ 奏任 陸海軍兩省ト定ム (六年五百五十七號)

○ 奏任ト被定ニ付 陸海軍判任官ノ上席トス (六年六ノ十二百九號)

(内達) 奏任官印影可差出 (八年乙廿七號)

○ 奏任官以上ノ輩赴任ノ節謁見被仰付 (五年二ノ七三十七號)

(達) 奏任官以上ニ准スヘキ御雇外國人一月一日參賀スヘシ (六年十二ノ廿八)

四百卅三號

(達) 奏任官以上 院省 進退上申ノ節性行履歴等記載差出スヘシ (七年九ノ四)

百十六號

(達) 奏任官以上進退上申ノ節能免轉任等ハ履歴差出ニ及ハス (七年十一ノ二)

百四十一號

(大達) 奏任官以上ノ名前取調差出スヘシ 官祿税ノ儀 (七年二十六號)

(達) 奏任官以上各廳門内ニテ下馬下乘勝手タルヘシ (九年四ノ廿七四十二號)

○ 奏任官除服出仕ハ長官ヨリ達セシム (六年二ノ五十二號)

○ 奏任官親病氣ニテ歸省ノ節其長官ニテ開届置可届出 (五年九ノ二百)

九十三號

○ 奏任官 諸藩 界紙届出後任官ノ節苗字姓等可認 (四年三ノ二日 (憲法類編))

五册 四十六丁

○ 奏任官位記官記於式部察可渡 (四年十月十二日)

(廢) ○ 奏任官外國行ノ節從者召連ニ向ハ船賃其他下サル (六年三ノ七九十號)

○ 奏任官御用出張在勤トモ其長官ヨリ其都度々々可届出 (五年十三ノ廿八)

五百廿九

○ 奏任官御國內御用出張ハ其長官ヨリ可達 〔五年八ノ二百二十一號〕

〔內達〕 奏任官^府上京ノ節當省ヘ伺ノ上發途スヘシ 〔七年一ノ二十乙五號〕

〔達〕 奏任官出張^并 歸省發着共内務省ヘ可届出 〔八年四ノ十四五十八號〕

〔史〕 奏任官宣旨政府ヨリ下渡卿輔可相渡 〔四年七月廿七日〕

〔海〕 奏任以上小分課本省ヨリ可達 〔五年四ノ十八乙廿五號〕

〔海〕 奏任官以上奉職履歷取調 〔六年五ノ十三甲百七號〕

〔海〕 奏任ニ進入 三尉 月日心得方 〔六年六ノ十九甲百三十三號〕

〔海〕 奏任官宿直ノ節辨當料下賜 〔六年七ノ二甲百四十號〕

〔海〕 奏任官歸省等一身ニ關係之願書差出方 〔六年七ノ十五甲百五十二號〕

〔海〕 奏任ニ被定八等以下四文官ヘ宣旨不被渡 〔六年十ノ二一甲二百二十一號〕

〔海〕 奏任官以上不參之節秘使局ヘ可届出 〔五年正月十三日〕

〔內達〕 宗廟山陵皇族御墓等坪數明細表七年出火ノ際烏有ニ屬スルニ付今

一ト通り可差出 〔九年十ノ四乙百十七號〕

○ 僧徒ニ致問敷^{宮堂上方}之庶子 〔二年四月十七日〕〔憲法類編〕廿五冊三丁

○ 僧侶肉食妻帶蓄髮可爲勝手 〔五年四ノ廿五百三十三號〕

〔教〕 僧侶ヘ^{管長}ヨリ出京申遣ス時ノ心得方 〔五年五ノ十二號〕

〔教〕 僧侶得度歸俗任職繼目等取扱方 〔五年四ノ一號〕

〔教達〕 僧侶^{四民}ノ内得度伺出ニ不及 〔七年三ノ十四五號〕

〔告〕 僧侶及神官教道職ノ禮服ヲ定ム 〔七年三ノ廿四三十八號〕

○ 僧侶ノ位階ヲ廢ス 〔六年一廿三號〕

○ 僧侶朔拜日ヲ改メラル 〔五年一五號〕

〔教〕 僧侶四民相成度出願之者伺出ヘシ 〔五年三九號〕

〔教〕 僧侶歸俗之儀取計方 〔六年三十四號〕

〔教達〕 僧侶歸俗管轄廳開屆置届出ニ不及 〔七年四十八號〕

○ 僧侶苗字ヲ設ケ住職中ノ者ハ其寺住職某氏某ト可稱 〔五年九百六十五號〕

〔廢〕

〔教〕 僧侶苗字釋竺淨屠等ハ改稱スヘシ 〔六年四十六號〕

〔教〕 僧侶苗字釋竺淨屠等云々十六號布達取消 〔六年四十八號〕

〔教布〕 僧侶神葬祭兼行之儀不相成 〔七年十一四號〕

○ 僧侶借財滯出入ニ付身代限規則ヲ定ム 〔六年三ノ五 八十八號〕

○ 僧侶借財滯出入身代限規則ヲ定ムルニ付寄附帳什物帳ヲ綴リ細記

シ置ヘシ 〔六年三ノ五 八十九號〕

○ 僧侶^{ノツキ}僧官等永宣旨廢止 〔五年二六十三號〕

○ 僧官^{ノツキ}ノ從前被廢 〔五年八二七號〕

〔沙〕 僧官差免ノ儀廢止 仁和寺勸修寺大覺寺 〔二年九 憲法類編〕 二冊 月四日 〔三十七〕

丁

〔教達〕 僧業^{ノツキ}ヲ廢セシ者可届出 〔八年十二 五十三號〕

〔教達〕 僧業營度某寺院徒弟ト成届方等閑之儀無之様取締致スヘシ 〔八年九 三十七號〕

九 三十七號

○ 僧分ニ於テ妄ニ復節不相成 (一年九月十八日) (憲法類編) 十五册

(沙) 總持寺本山如故 (二年十二月廿日) (憲法類編) 十五册

(沙) 總持寺永平寺末派寺院互ニ轉住舊來ノ通り許サル (四年四月三十日) (憲

法類編) 十五册

○ 送籍證渡方 (五年一四號五款)

○ 送籍 戶籍法則中華士族僧尼ハ戶長連印ノ證ヲ與フ (六年百八十七號)

七號

○ 總數關 諸藩其外現米總高諸產物 (二年六月廿五日) (憲法類編) 卅九册

(司達) 賊徒ヲ殺害及フ 今一層嚴密搜索ヲ遂クヘシ (七年八月廿九二十一號)

(内達) 賊徒捕縛方諸費以來該地警察費ニテ仕拂テ可立 (九年二月廿八號)

○ 測量 東京府 (三年閏十月十五日) (憲法類編) 廿四册

(内達) 測量方法確定ニ付實測製圖出來ノ向ハ詳細書立可差出 (七年三月廿八乙

廿六號

○ 測量 東京ニ付掛官員 並 御雇外國人諸邸宅出入差支ナキ様スヘシ

六年四月十九百卅七號

○ 測量 標旗號之圖 東京 (四年十一月八日)

(達) 測量標旗改正 地理 (八年三月三十號)

(内達) 測量標柱各地方へ建設ス (七年四月乙三十二號)

(海) 測量 海岸 トシテ水路局官員出張 (五年五月八日) (憲法類編) 廿四册

(内達) 測量 關東八州 トシテ地理寮官員 并 御雇外國人出張 (八年五月十九丙廿五

號

五百二十六

(丙達) 測量里程依標柱設立入費受取方 (八年七) 乙八十六號

(沙) 測量被仰付 (元本丸西丸等皇居ト被定西丸下) (五年三月) (憲法類編) 廿九日
諸官省御取建ニ付市街分割ノ (廿九日) (憲法類編) 廿四册
十五丁

(沙) 測量被仰付 (越後國) (四年七) (憲法類編) 廿四册
信濃川 (月五日) (憲法類編) 十五丁

(丙布) 測量地理寮ノ際不朽物記號圖式 (九年七) 甲二十八號
於テ

(丙達) 測量官員派出ニ付地方長官ヨリ判任官同様可及指圖 (八年五) 丙廿
一號

(丙達) 測量ニ全 國 聯 接 ス ル 小 區 測 量 經 費 ハ 其 都 度 伺 之 上 可 施 業 (八年六) 丙
三十五號

(改) (工) 測量技術通學規則ヲ定ム志願ノ者ハ可願出 (六年十) 十四號

(丙布) 測量技術通學規則ヲ改定ス (七年三) 甲四號
ノ廿二

(丙布) 測量技術通學生規則第二條ノ趣ハ時宜ニヨリ生徒試験一時見合ノ
儀モ可有之 (八年一) 甲三號
ノ廿

(廢) (告) 測量司ヲ一等 丙務省中ニ置ク (七年一) 一號
ノ九

(達) 測量司並ニ土木寮中藝員等級月給表 (七年三) 三十二號
ノ十八

(達) 測量司技術等級及旅費比較ヲ廢シ官等相當ノ旅費日當ヲ賜フ (七年
六) 七十三號
三

(達) 測量司ヲ廢シ從前ノ事務ハ地理寮ニテ扱フ (七年八) 百十二號
ノ三十

(丙達) 測量事業取扱ハセシ所 地理寮官 定額金決定ニ付歸京可爲致 (八年
十) 十

五百三十七

二十丙六十號

(内達) 測量施業差止製圖出來ノ分ハ其儘差出スヘシ (七年 五ノ八 丙十九號)

○ 測量術ニ洋法精キ者取調可申出 (四年三月 十九日)

(内達) 測量製圖ノ儀大阪近縣ハ同所測量司出張所へ差出スヘシ (七年 六ノ四 丙廿五號)

丙廿五號

○ 測量船英國周防灘四國邊測量ヲ許サル (四年十一月 八日)

(海) 測量生ヲ置ク 水路局 (五年三月 二十日)

(海) 測量中旅費更正 (五年十一月 廿八日 乙二百六十六號)

(海) 測量中日當假定 (五年七月 廿九日 乙九十四號)

(海) 測量出張之節 水路寮 加俸食卓料下賜 (六年 二月 四日 甲四十六號)

(天) 賊難表可差出旨追達 (四年 九月)

(天) 賊難表無盜難月ニテモ其趣可届出 每月 (四年 九月)

(天) 賊難件々取調届方雛形ノ者 各管内 (四年十二月 九日)

(内達) 賊難表調達方遷延差支ニ付毎月廿五日限り差出スヘシ (七年五月 廿二日 乙三十六號)

三十六號

(内達) 賊難防禦ノ爲メ内國通運會社宰領ノ者へ短銃提携差許 (九年五月 廿六日 乙六十七號)

六十七號

(海) 袖章 大中佐 金線改定 (六年 三月 五日 甲六十四號)

(海) 袖領章等 八等官ヨリ 見合 (五年正月 十三日)

(海) 袖章賜方 下士以下 精勤ノ者 (七年五月 甲五十號)

(海達) 袖章脱名追加 本年甲五(七年) 十號賞與(六)ノ十 記三套六號

(司) 訴狀ハ 郵便ヲ以テ 一切不取上燒捨 (六年四)ノ廿八 六十九號

(達) 訴狀ノ類差出ス者諭達可致 行幸御途 中ニ於テ (九年)ノ八 十三號

(司布) 訴訟開拓使ニ 東京裁判所ニテ受理ス (八年十一)ノ十二 十四號

(司布) 訴訟 各人民ヨリ院省 使府縣ヘ對スルハ 當分上等裁判所ニテ受理ス (八年五)ノ廿九 五號

(司) 訴訟ハ 他府縣廳 へ關涉ノ 訴人本管廳ノ 添翰ヲ以可申出 (四年九)ノ月卅日

(告) 訴訟事 傍聽人民一般被差許 (八年二)ノ三十號

(司達) 訴訟事 傍聽ノ 儀外國人モ同様傍聽差許不苦 (八年)ノ九 番外

(改) (司) 訴訟入費償却假規則 (五年九)ノ十四號

(司) 訴訟入費償却規則施行日限 (五年九)ノ十九日

(司) 訴訟入費假規則定限ヲ定 (五年九)ノ廿五 十七號

(司) 訴訟入費假規則定限改正 (五年十)ノ三十一號

(司) 訴訟入費定限ニ付追達 (五年十一)ノ三十八號

(司) 訴訟入費償却假規則中第二條第四條但書改正 (六年一)ノ三六號

(司) 訴訟入費償却假規則中增補 (六年五)ノ卅一 八十四號

(司布) 訴訟入費償却規則改正 (九年四)ノ廿二 甲五號

(司布) 訴訟入費償却規則中第三條六條ハ追テ達ニ及フ迄執行ニ及ハス

(九)年四 甲六號

(告) 訴訟ニ關スル 勅奏任官及 奏問ニ及ハス直ニ呼出審問ス (六年十)ノ二ノ七

百五號

(司達) 訴訟中 明治八年 金錢ニ關スルト關セサルト雛形ニ照シ取調差出ス

ヘシ (九年四一四十五號)

(告) 訴訟律内越訴條ヲ廢止ス (六年八二九十八號)

(司布) 訴訟 人民ヨリ院省使 假規則ヲ設ク (七年九二二十四號)

(司布) 訴訟 人民ヨリ院省使 仮規則中官府ノ二字ハ院省使府縣ノ誤リ (七年

五九ノ二十五號)

(司達) 訴訟用界紙規則御發行ニ付取扱心得 (九年一四號)

(司達) 訴訟用界紙取扱心得第一條但書ヲ刪除シ裁判 並 呼出用界紙ニ需用

ノ員數云々ト改正 (九年二十號)

(司達) 訴訟用界紙取扱心得追加 (九年二十五號)

(司布) 訴訟用界紙ハ民事訴訟ニ限り用ユル儀ト可心得 (九年三二甲二號)

(告) 訴訟用界紙規則ヲ定メラルル九年二月十五日ヨリ施行 (八年十百九

十六號)

(告) 訴訟用界紙見本 (八年十二二百七號)

(告) 訴訟用界紙用ヒサルモ遠隔ノ地ハ其効ヲ有ス 賣捌所設 (九年二ノ

廿號)

(告) 訴訟用界紙賣切レ出訴期限盡ントスル時ハ白紙ヲ用ヒ其旨添書シ

出訴可致 (九年五ノ十八七十三號)

(大達) 訴訟用界紙規則取扱心得書 (九年一乙七號)

(大達) 訴訟用界紙賣捌手数料其他費目區分 (九年二乙廿二號)

(大達) 訴訟用界紙類ノ内渡切摺損ハ返納ニ不及焼却取計其旨可申出(九

四) 乙三十六號

(司達) 訴訟用野紙取扱心得追加四條原被告人ノ口供及ヒ裁判廳ニ具ル判

決文ハ公廨常用界紙ヲ可用(九) 九年二十廿三號

(告) 訴訟用野紙ヲ用ルニ不及(租) 稅不納ノ者身代限處(九) 九年十二百二十

一號

(司) 訴訟不苦(司) 司法裁判所ノ裁判ニ服(六) 六年十二百九十八號

(告) 訴訟原告人被告人手續ニ差支サル者差添人ニ不及(八) 八年

(司布) 訴訟手續ヲ定(内) 國人ヨリ外(八) 八年

(司布) 訴訟手續中更正(内) 國人ヨリ外(九) 九年九甲十二號

(司布) 訴訟手續中刑事ノ二字刪除(内) 國人ヨリ外(九) 九年

(司達) 訴訟手續布達ニ付テハ各國領事ハ添狀離形通り取調可差出(八) 八年

七) 廿四十五號

(司達) 訴訟手續(現) 今取(出) 訴ヨリ裁判ニ至ル迄委細ニ書記ヲ差出スヘシ

(九) 九年三

(告) 訴訟(民) 法裁判上負(三) 三十六ヶ月ノ時間採上サル成例改正(八) 八年

號

(廢) (司) 訴訟被差許(各) 人民地方裁判所(五) 五年十一四十六號

(廢) (司) 訴訟ノ節添書可渡(各) 人民司法(六) 六年二十廿三號

(司布) 訴訟云々五年四十六號六年廿三號布達取消(八) 八年五甲六號

○ 訴訟外國規則ヲ定メラル
〔六年六二五號〕

(改) ○ 訴訟府藩縣准判規程ヲ定メラル
〔三年十一月廿八日〕〔憲法類編〕廿八冊

○ 訴訟府藩縣准判規程改正
〔四年六月廿二日〕

○ 訴訟被告人逃亡ノ節地方官ニテ捕縛主管廳ヘ可送
〔五年六八十八百八十號〕

二號

(告) 訴訟他管轄ノスルハ其管裁判廳ノ添翰ヲ受ルニ及ハス
〔七年十九百九號〕

九號

(大) 租稅ハ從前ノ稅額ヲ以反別ニ割付納ムヘシ
〔石高ノ稱〕〔六年六十九百八號〕

八號

(沙) 租稅法改革可見合府藩縣一致ノ
〔二年十月廿九日〕〔憲法類編〕三冊

(大達) 租稅ニ關スル諸帳簿進達期限更ニ改正ス
〔六年十二百八十七號〕

○ 租稅米金凡積書差出期限
〔四年四月十日〕

○ 租稅返上御宥免
〔上地削地ノ〕〔二年二月廿八日〕〔憲法類編〕八冊

(大) 租稅取立方
〔廢藩立縣ニ付〕去未年ハ悉皆舊貫ニ据置取扱方取調
〔五年五十六十四號〕

○ 租稅官宅地取立方敷地買上代金百分之一
〔五年十二百九十八號〕

○ 租稅取調方督促
〔四年三月廿日〕

(達) 租稅等收入ニ金札
〔太政官及正金兌換証券ノ三種正納スヘシ〕〔七年八百卅七號〕

(大達) 租稅及諸上納現金遞送規則ヲ創定ス
〔七年十二百七號〕

○ 租稅納方 一年(憲法類編)八册
八月(憲法類編)一丁

(大) 租稅納方延期ノ者利金加納可爲致 五年十百四十八號
ノ十三

(大達) 租稅皆濟帳用紙ノ儀八年分ヨリ八年第四十號公達ノ用紙ヲ可用

九年十
二ノ四 乙九十七號

○ 租稅勘定帳差出方再達 四年五
月三日

(大) 租稅勘定帳改濟別ニ證書ヲ渡ニ付清帳差出ニ不及 五年二廿四號
ノ廿四

(大) 租稅勘定帳改正雛形廉書ノ内取消地所官舎等拂代仕譯書差出方

六年四
ノ十五 六十號

○ 租稅田米正納等ノ分上品平均直段ヲ以テ石代上納可致 四年二月
十九日

(沙) 租稅司ヲ置會計官ニ管セシム 二年五(憲法類編)四册
月八日(憲法類編)三丁

○ 租稅司ヲ置大藏省ニ管セシム 二年七(明治史要)八十六丁
月八日

○ 租稅司ヲ民部省ノ管轄トス 二年八月(憲法類編)九丁
十一月

○ 租稅司ヲ大藏省ニテ管ス 民部大藏 三年八(憲法類編)四册
分省ノ時 月十日

○ 租稅寮ヲ更ニ大藏省中ニ置ク 四年七月
廿七日

○ 租稅寮ヲ一等寮ト定ム 四年八
月十日

(大達) 租稅寮改正局別報ノ儀今後發兌每更ニ十部ツ、相渡ス 八年一乙
三號

(大達) 租稅寮 休暇日改 収税金交附時間土曜日午前十字限リト定ム 九年
正ニ付 九乙三十四號

(大) 租稅其外諸勘定帳總テ改正 五年(憲法類編)七册
四月(憲法類編)廿八丁
五百四十九

(大達) 租税其他上納金第一國立銀行へ假預ノ金員届出ヘシ (七年一二號)
 (大達) 租税其他上納各地銀行へ假預ケノ金員届出ツヘシ (七年十二號)
 (大達) 租税其他諸帳簿等本年乙第八十三四五號達離形中正誤 (八年七乙九十四號)

○ 租税并 出納勘定仕上規則改正 (四年一月十三日)

(大達) 租税并 帳簿進達期限表改正 (八年六乙八十三號)

(大達) 租税并 諸帳簿離形ノ内更正 (八年六乙八十四號)

(大達) 租税西 癸納譯表ノ内山梨縣納額ハ全ク未納ニアラス (七年八八十二號)

號

(大達) 租税納譯表 明治六年 編製ニ付爲照會渡ス (七年三號外)

(大達) 租税納譯表 明治七年 税目違等心得方 (七年九號外)

(大達) 租税納譯表 六年 調正ニ付右調方委細ノ儀ハ租税頭ヨリ通達ス (八年十八乙七十二號)

五ノ乙七十二號

○ 租税ノ法則追テ可被定間藩々ニテ新ニ改革等伺ノ上可取計 (四年一月廿五日)

(大達) 租税ノ中臨時諸費繰替拂不相成 (六年八百二十四號)

(大達) 租税ノ内 横濱發行金ヲ以テ繰替ノ廉ハ取消 (六年五百五十六號)

(達) 租税ノ内ヨリ諸費拂方繰替ヲ禁ス (六年三百九十九號)

(達) 租税ノ内ヨリ手限繰替ヲ禁ス (三府開港場 六年十番外)

(大達) 租税課人員姓名書離形ニ倣ヒ租税寮へ差出スヘシ (六年五百五十一號)

五號

(大達) 租税課人員姓名書租税寮へ差出方 (九年三乙三十號)

(大) 租税俯及地理ニ關係ノ申牒直ニ租税寮へ可差出 (五年八百二號)

(告) 租税不納身代限ノ時ハ揭示ニ及ハス直ニ處分スヘシ (六年十二四)

百廿二號

(廢) (大達) 租税權頭忌中ニ付租税助代理 (九年一乙四號)

(大達) 租税權頭除服出仕ニ付租税助代理ヲ許ス (九年二乙十八號)

(大達) 租税延納處分規則 (九年一乙二十二號)

(改) (大達) 租税延納處分規則中第四則第五則及但書トモ更正 (本年乙十二號達) (七年)

五乙六十六號

(大達) 租税延納處分規則中更正ノ儀乙六十六號達改正 (九年七乙六十七

號

(大達) 租税田地等ノ沿革租税寮於テ編録ニ付往古ヨリ存在セル書類可差

出 (八年五乙六十七號)

○ 租税雜稅トモ其所上米平均直段ヲ以テ金納被差許 (五年八二百二

十二號

(大) 租税雜稅トモ金納被許ニ付舊來種々ノ名義ヲ以テ取扱ノ分心得方

(五年八百十號)

(大達) 租税金ニ限リ銀行預証へ長官名印ノ納証書ヲ副直チニ租税寮へ納

附可致 (八年二乙廿六號)

(廢) ○ 租税金納遅延ノ者へ利息ヲ加へ上納可申付 〓五年九二〓百八十五號

(大達) 租税金納入時限ヲ定ム 〓七年七〓廿四七十八號

(大達) 租税金納入順序ヲ定ム 〓八年一〓乙二十六號

○ 租税 未年 舊貫ニ仍從來ノ方法取調可伺 〓四年七月廿四日

(達) 租税金管應收入ノ期日後十五日以内ヲ限リ大藏省へ納付 〓八年五〓廿九
五十號

(大達) 租税金舊貨幣ヲ以テ上納取扱方 〓八年八〓乙百五號

(大達) 租税金穀上納証書改正書式雛形 〓七年十二〓乙四十七號

(大達) 租税金穀月々納譯表本年一月ヨリ改正尤右用紙ハ彫刻次第租税金
ヨリ可下渡 〓八年一〓乙九號

(廢) (大達) 租税金上納濟ノ内年違税金違等ノ分更正上納方 〓七年四〓廿七四十號

(大達) 租税金穀上納ノ節誤謬ノ分納換取扱方 〓八年三〓乙四十五號

(大達) 租税金穀收納順序及ヒ府縣應限リ取扱諸帳簿類雛形ヲ定ム 〓八年
五乙八十五號

(大達) 租税金穀收納順序雛形ノ内 本年乙八 收入簿へ納入捺印ニ不及 〓八年
八ノ乙百十號

(大達) 租税金穀收納順序ノ内十號雛形中休業ノモノ云々十九字削去 本年
八十五 〓八年八 乙百十三號

(大達) 租税金穀上納証書式ノ内地券稅及ヒ地券證印稅書式改正 〓八年十
乙百四十二號

(大達) 租税金上納ノ節改未済ノ分一時預リ方官金同様取締可致 (八年一ノ四)

乙一號

(達) 租税不納ノ者身代限り處分ノ儀ニ付地方廳ヨリ裁判所へ掛合ノ節

訴訟野紙ヲ用フルニ及ハス (九年十二百二十一號)

(大達) 租税収入第五葉計算表八年分決算ノ上差出方 (九年八乙七十號)

(大達) 租税収入計算表中改正 (八年第三十六號同) (九年八乙七十一號)

(大達) 租税収入計算表中改正 (第九百四十二號公達) (九年十五)

(大達) 租税收納延滞ノ節加息取立方法ヲ定ム (七年六ノ四) (五十六號)

(大布) 租税收納延期ノ分加息取立方ハ自今日割ヲ以テ取立儀ト心得ヘシ (八年二ノ十九) (甲四號)

(大達) 租税諸帳簿進達期限表八年乙八十三號達書中更正 (九年五乙四十)

六號

(大達) 租税諸帳簿進達期限表ノ内更正 (八年乙八十三號達) (九年六乙五十)

四號

(大布) 租税正米納ノ分港出時限ヲ愆ル分ハ息金ヲ收入スヘシ (七年二ノ七九)

號

(大達) 租税正米納ノ分延納無之様兼テ注意スヘシ (七年二ノ七十號)

○ 租税上納取扱方心得 (改曆) (五年十一百七十五號)

(大) 租税上納定日ヲ廢シ毎日上納受取ルヘシ (六年二七號)

(大達) 租税上納ノ儀大ノ月ハ廿四日小ノ月ハ廿三日限納入取計ヘシ (七年二ノ三十一號)

二ノ三十一號

(大達) 租税上納證書雛形ノ廉正誤七年乙第四十八年三七號達書中ノ十七乙三十三號

(告) 租税上納ヲ怠ル者怠納金追徴九年一四號

(大達) 租税上納金ハ出納寮納金局へ預濟ノ證券ヲ以テ本納ニ付上納證へハ金種類不及記載九年二乙廿號

(大達) 租税上納金ノ儀ニ付本年二月乙二十號達但書改正九年二乙二十

三號

(大) 租税上計帳等雛形中豫備ノ廉ハ悉皆取消六年七百十號

(達) 租税出納兩課職掌改定縣治條六年十三百九十七號例中二ノ三

ツノ部 本部ニ索メテ得サ
レハ「ス」ヲ見ヨ

(廢) ○ 敦賀縣ヲ更ニ置ル四年十一月十五日

○ 敦賀縣へ足羽縣ヲ合併六年一十二號

(告) 敦賀縣ヲ廢シ越前國ノ内七郡ヲ石川縣へ同國敦賀郡并若狹國ヲ滋

賀縣へ合併九年八百十二號

(廢) (告) 鶴ヶ岡縣ト改稱酒田八年八百三十九號

(内達) 鶴ヶ岡縣士族舊幕府漸徴組取扱金舊新徴組現存人員ノ者へ配付

八年丙五十八號

(告) 鶴ヶ岡縣へ裁判所ヲ置シ九年九二十八號

(司達) 鶴ヶ岡裁判所六月十三日開廳九年六五十七號

(告) 鶴ヶ岡縣ヲ山形縣へ合併 (九年八月廿一) 百十二號

○ 津和野藩ヲ廢セラル (四年六月廿五日)

(大達) 通運會社便ヲ以テ (公債證書 并現金等 還納ノ節内譯帳封込金子入ノ例ヲ以テ

郵便局へ送致可致 (八年七月廿四) 乙百一號

(内達) 通運會社ヲ以テ遞送ノ賞金毀損ニ係ルモノ引換方可申出 (九年三月三

乙二十三號

(内達) 通運會社宰領ノ者へ賊難爲防禦短銃提携差許 (九年五月廿六) 乙六十七號

○ 通稱名乗ノ内一名可用 (五年五月十七) 百四十九號

(海) 通稱名乗ノ内一名タルヘキ旨公布ニ付取調可申出 (五年八月乙四十

五號

(海) 通稱實名一定ノ儀再達 (五年十月乙四十八號)

(廢) 通商司ヲ會計官附屬被仰付 (二年六月十六日) (憲法類編) 四十九丁

(沙) 通商司へ商權御委任 (二年六月廿四日) (憲法類編) 四冊 五丁

(沙) 通商司ヲ大藏省管轄トセラル (三年七月廿二日) (憲法類編) 四冊 六丁

(沙) 通商司ヲ民政部管轄トセラル (二年八月十一日) (憲法類編) 四冊 九丁

(沙) 通商司ヲ廢セラル (四年七月五日) (憲法類編) 四冊 六丁

(大達) 追徴金或ハ賍物賣拂代ハ上納証書別紙ニ取調可差出 (九年十一月十三

九十一號

(海達) 佃島ニ於テソルツブ砲天覽 (六年十月八日) 甲二百三十一號

(天) 濱地代米永渡ヲ廢ス (三年七月) (憲法類編) 八冊 九丁

○ 潰地代米永渡ヲ廢セラル 〔三年十一月九日〕 (憲法類編) 八冊

(民) 潰地代米永渡廢止 〔四年〕 (憲法類編) 九冊

(達) 潰地用地 明治五年二月以前 作德米七ヶ年半ノ金額ヲ一時ニ下渡シ買上ルモ

ノトス 〔八年九月十六號〕

(内達) 潰地用地 明治五年二月以前ノ 等可買上分取調可差出 〔八年十一月廿一〕 乙百四十三號

(内達) 潰地用地 五年二月以前ノ 可買上分差出方督促 〔八年十二月廿八〕 丙七十一號

(大達) 潰地用惡水路等其他減租ノ儀自今一村限帳并内務省伺濟寫添可申

出 〔八年二月廿四號〕

(内達) 潰地作德米七ヶ年半一時下渡方八年中調洩レノ分十月三十一日迄

ニ可申出 〔九年七月廿一〕 乙八十九號

○ 築地運上所ヲ東京開市場裁判所ト改稱 〔五年三月二十三號〕

(内達) 繼立人馬ノ供給ハ通運會社ヘ可爲取扱 〔八年五月五〕 乙五十五號

(告) 月次祭ノ日及稱號改定官 〔六年八月三十〕 三百九號

(達) 圖面諸規則并表等上梓具申スル分ハ該廳ノ經費 〔九年二月廿三〕 二十九號

(大) 積毀官民引分處置方 〔五年十月廿五〕 百五十八號

○ 辻番所取計方 〔二年三月廿七日〕 (憲法類編) 廿六冊

(達) 圖書 各廳於テ書籍館ヘ一部ツ、可差出 〔七年二月二十五號〕

(達) 圖書類 地誌關 自今内務省ヘ可差出 〔七年十一月十七〕 百五十三號

(内布) 圖書刻成納本ノ節添書式雛形 〔九年一月十二〕 甲二號

(内布) 圖書新 版權ヲ有シ度者ハ出板々權トモ合セテ可願出 〔九年五月廿九〕 甲二

十號

(内布) 圖書出版ノミ届出ノモノ來ル十月三十一日限り板權可願出(九年七)

十 甲二十三號

(内達) 圖書官出版ノ節届書雛形(九年五乙六十一號)

(内達) 圖書官板私板トモ現今所持ノ分離形通り取調可差出(九年十一乙)

百三十一號

○ 對馬國一圓長崎縣へ管轄替(五年八二百二十二號)

子ノ部 本部ニ索テ得サ
レハ「ニ」ヲ見ヨ

(可) 願届書等ニ官姓名ヲ記スヘシ(五年九月廿三日)

(達) 願届 華族輩家督隱居族 宮内省へ可差出(九年三廿六號)
行元服婚姻生死

(達) 願届 族ノ儀二十六號達ノ處自今何件ニ不限直ニ宮内省へ可差出

九年五 四十八號

(達) 願届 族ノ儀四十八號達ノ處家名又ハ身上ニ係ル分ハ宮内省へ地方

ニ係ル分ハ管廳へ可差出(九年九八十六號)

(内達) 願届 族ノ儀八十六號公達ノ處給祿受取渡ニ付テノ願届ハ管廳ニテ

可取扱(九年十丙五十八號)

○ 願同等總テ辨官へ可差出(三年壬十月七日) (憲法類編) 三册 十二丁

○ 願伺ニ縣名ヲ認ムヘシ (二年二月 (憲法類編) 廿一冊 十九日)

○ 願伺等元事務ノ都合ニヨリ新置縣ノ添書ニテ可申立 (四年十二月三日)

○ 願伺等府ヨリ差出節正院宛 (四年十二月四日)

(教達) 願伺各社附屬之書類共副書ヲ作り可差出 (六年十番外)

(教達) 願伺^各稱宜以^社一身上之儀一社長次官ノ添書ヲ以可差出 (六年十番外)

○ 願伺人並各廳ノ指令等郵便ニテ往復セシム (六年五月十九日)

(大布) 願伺差出シ不相成 (人民管轄ノ添書ヲ受ス (六年九月二十二日))

(正) 願伺等文面簡略ニ過ルニ付爾後事理明瞭ニ可記載 (六年五月廿九號外)

(工達) 願伺^{借區}開地自今本省へ差出スヘシ (七年二月一號)

(教達) 願伺之文書機密ノ事件ハ親拆ヲ乞フ旨ヲ記載シ可差出 (七年四月廿九)

號

(教達) 願伺^{神官}大教院ヲ經テ差出ノ向直ニ教部省へ差出スヘシ (七年五月十七)

甲十一號

(陸達) 願伺等本省へ差出スヘキ者ト主管限可扱事件トヲ區分シ可指出

八年二月六十八號

○ 願伺届等へ控相添へ辦事役所へ可差出 (一年二月 (憲法類編) 三冊 廿八日)

○ 願伺届等差出刻限 (一年三月 (憲法類編) 二丁 月二日)

○ 願伺届ノ上包ニ其意ヲ張紙ニ記シ可差出 (一年十月 (憲法類編) 一丁 十三日)

廿八丁

○ 願伺届本紙へ附紙雛形 (一年十二月 (憲法類編) 廿一冊 廿八丁)

○ 願伺届 并 往復書簡類干支ヲ書載スヘシ 三年四月 (憲法類編) 廿一
廿九 丁 廿三日 (憲法類編) 冊

(辨) 願伺届等へ控可添 三年 (憲法類編) 廿一冊
七月 (憲法類編) 廿九丁

○ 願伺届等御用出頭ノ輩中ノ口へ可罷出 一年十一月 (憲法類編) 廿
十四日 三冊

六丁

○ 願伺届等史官宛ニテ可差出 四年八
月四日

○ 願伺届等正院宛ニテ可差出 四年八月
十二日

○ 願伺届書ノ前行ニ其主旨ヲ直ニ可書載 四年八月
十七日

○ 願伺届本書へ直ニ朱書ニテ御沙汰ニ付余白存置スヘシ 四年九月
十九日

○ 願伺届ノ文言諸省へ差出ノ分史官同様タルヘシ 四年九月
廿七日

○ 願伺届其他往復ノ文書ニ令參事署名可押印 四年十一
月廿五日

○ 願伺届等令參事署名押印ノ儀當分従前ノ通 四年十一
月廿九日

○ 願伺届等長官署名方改定 五年七 二百五號
ノ廿二

(告) 願伺届等 寄留 其地管轄廳へ可差出 八年 五十號
ノ者

(達) 願伺届等 寄留 寄留地ノ管轄ニテ處分濟ノ上本管轄へ可通達 八年
ノ者

九 五十五號

(達) 願伺届等必ス副書ヲ差出スヘシ 六年九 二百廿九號
ノ廿五

(海) 願伺届等美濃野紙ニ認可差出 五年三月
十九日

(海) 願伺届等半紙野紙ニ認可差出 五年三月
二十二日

(海) 願伺届等扣へ朱書捺印ノ上可差廻 五年 乙三十七號
五ノ二

(海) 願伺諸書類朱書捺印餘白ヲ紙尾ニ存シ可差出 (五年十乙二百五十七) 乙二百五十四號

四號

(海) 願伺屈等自今本省宛ニテ可差出 (五年十乙二百七十五號) 一ノ二 乙二百八十二號

(海) 願伺屈等本省宛可差出再達 (五年十乙二百八十二號) 一ノ七 乙二百九十六號

(海) 願伺申出野紙形正ニ付布達 (五年十一乙二百九十六號) 一ノ十九 乙二百九十六號

(海) 願伺等任以上 差出方 (六年十ノ七 甲百九十四號)

(文達) 願伺屈等諸般學事 督學局へ差出來ル處當省へ可差出 (七年四ノ十二 甲四號)

(教達) 願伺屈官國幣社神官一身上之長官名宛ヲ以テ可差出 (七年三ノ二 甲四號)

(教達) 願伺屈等本紙ニハ悉皆捺印可差出 (七年五乙三十號) 一ノ三十 乙三十號

(教達) 願伺屈寺院 共總テ宗名記載致スヘシ (九年三ノ廿七 乙三十號)

(教達) 願伺屈官國幣社等ノ内務兩省へ關涉ノ儀ハ兩省長官ニ宛教部省ニ關スル (九年四ノ四 十二號)

ハ差出スヘシ (九年四ノ四 十二號)

(教達) 願伺屈官國幣社自今地方廳ヲ經テ進達取計フヘシ (九年四ノ廿四 十五號)

(教達) 願伺屈教導職ノ者 今後管長ヲ經テ可差出 (九年二ノ九 乙五號)

(文) 願書文例ヲ定メ私費外國ノ教師雇入 (六年一ノ七 號)

(文) 願書文例追加私費ヲ以テ外ノ教師雇入 (六年九ノ八 百十八號)

(文) 願書文例中私費外國教師雇入雇繼外務省免狀願ノ箇條刪去 (六年十二ノ廿五 百四十六號)

六號

(工) 根室國納紗布岬燈標 并同港辨天島燈竿落成 (五年七月 無號)

(工) 根室國納紗布岬燈標 并同港辨天島燈竿點燈期限改正 (六年七ノ四 三十一)

號

五百七十二

(開布) 根室國根室郡根室ニ於テ從前ノ市街ニ接シ新ニ街衢ヲ設ケ町名ヲ

定ム 〓九年 甲二號
〓七ノ八

(文達) 年報諸表配賦 〓八年一號
〓十七

(天達) 年表三種稅 調製ニ付頒布 〓九年二乙廿四號
〓廿二

〇 年號ヲ明治ト改メラレ御一代一號ニ定メラル 〓一年九(憲法類編)
〓月八日

廿一冊
一丁

〇 年齢海軍兵學ヲ改正ス 〓六年一三十號
〓ノ廿八

〇 年齢計算ノ法ヲ定ム 〓六年二三十六號
〓ノ五

(文) 年齢 師範學校二十歳以上三十五歳ヲ限ル 〓六年十二百四十二號
〓ノ十七

(告) 年限給奉還ノ者ヘ資金被下方規則創立 〓七年三三十一號
〓ノ十五

〇 年賦金一時返納願出ル者ハ元金ヘ一割利引ノ算計ヲ以テ本額ヲ減
シ返納可差免 〓六年三八十一號十九條
〓ノ三

(改) (天達) 年賦返納スヘキモノ一時上納ノ節ハ一割利引取立ツヘシ 〓七年
〓一ノ十

四號

(天達) 年賦返納スヘキモノ一時上納ノ節一割利引ノ算則改正 〓七年三
〓三

十號

(天達) 年賦返納ノ諸拜借金穀昨七年分取立上納可取計 〓八年一乙十號
〓ノ廿八

〇 年季奉公人娼妓藝 解放並禁止 〓五年十二百九十五號
〓ノ二

(司) 年季奉公人解放並禁止ニ付取扱方 〓五年十二百二十二號
〓ノ九

五百七十三

(司) 年季奉公人解放並禁止ニ付雇人へ心得方告諭 (五年十一ノ廿七) 四十二號

(司) 年季證文等取消 (五年十ノ二) (憲法類編) 廿八册 三十丁

(宮) 年始 太后 拜賀被爲受 (五年十二ノ一) (憲法類編) 卅二册 卅一丁

(宮) 年始 皇后 拜賀被爲受 (五年十二ノ一) (憲法類編) 卅三册 卅二丁

○ 年始諸省委任官御祝酒其廳ニテ被下 (三年十ノ二) (憲法類編) 廿三册 二月

(辨) 年始奏任官へ賜ハル御祝酒代料ニテ被下 (三年十二ノ廿四) (憲法類編) 廿四丁

三册 廿四丁

(教達) 稱宜以下一身上之願等教部省長官宛差出スヘシ (八年一ノ廿) 甲一號

(教達) 稱宜以下之新任免官等之辭令一社長次官ヨリ可渡 (八年三ノ廿二) 甲三號

(教達) 稱宜以下免官願出後官ニ可申立見込有之向ハ撰舉狀添一同可差出

(八年一ノ十九) 番外

○ 鼠取蠅取藥賣買禁止 (五年三ノ百四十二) 號

ナノ部 本部ニ索メテ得カ
レハ「」ヲ見ヨ

(告) 内務省ヲ置ル 〓六年十一月十三日三百七十五號

(告) 内務省中勸業警保 一等 戶籍驛遞土木地理 二等 六寮及測量司 一等ヲ
置ル 〓七年九月一號

(達) 内務省ヲ外務省ノ次ニ列ス 〓七年九月一號

(内達) 内務省開省本日ヨリ事務取扱 〓七年十一月十二日乙一號

(達) 内務省中各寮司關係ノ事務ハ同省へ委任以上進退ハ正院へ可伺出
〓七年九月二號

(内達) 内務省開省ニ付各縣大藏省詰月番ノ内ヨリ内務省へ兼務 〓七年十一月十二日
乙二號

(内達) 内務省布達ハ甲達書ハ乙丙ト區別各番號ヲ附ス (六年一乙四號)

(内布) 内務省歌舞音樂ノ事務ヲ管ス (七年一甲一號)

(内達) 内務省事務章程中改正 (七年八乙五十三號)

(内達) 内務省事務章程改正ニ付人民官地拜借稅名ヲ官地拜借料ノ名義ニ

改ム (七年九乙五十五號)

(内達) 内務省事務章程中追加 (七年十乙六十六號)

(達) 内務省中測量司ヲ廢シ従前事務地理寮ニテ取扱 (七年八百十二號)

(達) 内務省地理寮中藝員ヲ被置 (七年八百十三號)

(達) 内務省地理寮ヘ地誌課合併ニ付地誌關係ノ圖書同寮ヘ可差出 (七年十一百五十三號)

(内達) 内務省詰ノ者府縣第一局ノ命ヲ受ケ事務可取扱 (八年二乙十一號)

(達) 内務大藏兩省間ニ地租改正事務局ヲ置シ (八年三乙三十八號)

(大達) 内務省詰府縣官員ハ在勤ト可心得 (八年三乙三十七號)

(達) 内務省ニテ博物館ヲ管ス (八年三乙四十三號)

(内達) 内務省中各局ヲ廢シ更ニ庶務記録翻譯用度主計博物館ノ六局職務掛往復掛ヲ置シ (八年六乙七十六號)

(告) 内務省ニテ文部省管理衛生准刻二項ノ事務ヲ管ス (八年六乙百十二號)

(内達) 内務省中第七局ヲ設ケ衛生事務取扱并三局ニ於テ准刻事務取扱 (八年七乙八十七號)

(内達) 内務省火災 (八年七月四日) 番外

(内達) 内務省へ伺中指令未済ノ内焼失ニ付更ニ取調可差出 (八年七月四日) 番外

(内達) 内務省中第七局ヲ廢シ第三局中准刻事務ヲ分テ更ニ准刻局衛生局ヲ置ク (八年七月十七日) 乙九十一號

(改) (内達) 内務省中往復掛ヲ第二局へ合併 (八年八月八日) 乙百三號

(廢) (告) 内務省中圖書寮ヲ置ク (八年九月四十七日) 乙百四十七號

(内達) 内務省中往復掛ヲ従前ノ通設置 (八年十月廿五日) 乙百三十七號

(内達) 内務省中第二局准刻局ヲ廢シ右事務圖書寮ニテ管理 (八年十月廿五日) 乙百三十八號

(内達) 内務省官員府縣へ出向採用ノ節ハ速ニ可届出 (八年十一月十八日) 乙百五十五號

二號

(告) 内務省中驛遞寮一警保寮二ト改メラル (八年十一月廿五日) 乙百七十七號

(内達) 内務省事務章程改正ニ付従前第一局ヲ庶務課三局ヲ翻譯課四局ヲ用度課五局ヲ主計課六局ヲ博物館ト改メ衛生局職務掛往復掛卿輔附書記ハ従前ノ通 (九年一月九日) 乙四號

(達) 内務省所轄ノ博物館ノミ單ニ博物館ト唱へ其他ハ何博物館ト可稱 (九年二月廿四日) 乙四號

(告) 内務省中戸籍警保圖書三寮ヲ廢ス (九年四月十七日) 乙五十一號

(内達) 内務省中内局戸籍警保圖書ノ四局ヲ新置博物館庶務課ヲ局ト用度課ヲ會計課ト往復掛ヲ課ト改稱主計課ヲ廢ス (九年五月十二日) 乙五十二號

(內達) 內務省中勘商局設置 (九年五十六十二號)

(內布) 內務省地理寮ニ於テ海面高低測量ノ際不朽物記號圖式 (九年七甲二十八號)

(內達) 內務省中內國勸業博覽會事務局設置 (九年七乙八十八號)

(內達) 內務省中授產局設置 (八年十乙九十三號)

(內達) 內務省へ府縣職員月給錄可差出 (七年二ノ七乙八號)

(達) 內務省へ政事典型風俗人情ヲ徵スヘキ書類可差出 (七年三二十九號)

(內達) 內務省へ政事典型風俗人情ヲ徵スヘキ古今ノ書目可差出 (七年三乙廿七號)

(內達) 內務省ニテ工部省掌管外坑法中ニ屬スル土砂石等處分ス (七年六ノ三乙四十一號)

(內達) 內務卿長崎表出張中林大丞代理 (七年五ノ二丙十八號)

(告) 内外史被廢大少史ヲ被置 (八年九百四十二號)

(達) 内外史本課ヲ始メ課局總テ被廢 (八年九百七十號)

(告) 内國郵船ニ乗組旅行ノ者其船長等ニテ各人ノ姓名住所等マテ詳細登記シ可置 (九年三十八三十一號)

(內達) 内國通運會社宰領ノ者へ賊難爲防禦短銃提携差許 (九年五乙六十號)

(告) 内國勸業博覽會ヲ開キ 明治十年上野公園ニ於テ 內務省ニ管轄被仰付 (九年七ノ十八)

百二號

(內達) 內國勸業博覽會御開ニ付當省中事務局設置 (九年七 乙八十八號)

(內布) 內國勸業博覽會諸規則ヲ定ム (九年 甲三十一號)

(內布) 內國勸業博覽會諸規則中改正 (九年九 甲三十五號)

(內布) 內國勸業博覽會出品目錄及賣品目錄書式 (九年十 甲三十八號)

(內達) 內國勸業博覽會出品勸獎等打合セノ爲主任ノモノ一名出京可致

九年七 乙九十號

(內達) 內國勸業博覽會ノ事務擔當ヲ屬官ヘ命シ注意可爲致 (九年八 乙九

十一號

(內達) 內國勸業博覽會出品人ノ內資金不充分ノ向ハ府縣稅ノ內貸與或ハ

運送費等補助不苦 (九年九 乙九十八號)

(內達) 內國勸業博覽會出品人ヘ貸與ノ資本金返納方 (九年十一 乙百二十

九號

(內達) 內國勸業博覽會ヘ出品ス可キモノ、內來ル十一年佛國博覽會ノ出

品ニモ適當スヘキ樣說諭可致 (九年九 百一號)

○ 內國人民外國人徇雇共海關輸出入荷物取扱條例ヲ定ム (六年六 二

百十號

(司布) 內國人ヨリ外國人ヘ係ル民事刑事ノ訴訟手續ヲ定ム (八年五 甲三

號

(司布) 內國人ヨリ外國人ニ係ル民事刑事ノ訴訟手續中更正 (九年九 甲十